

# ふくしまの復興・創生に向けた 提案・要望



令和2年6月24日

福島県



東日本大震災及び原子力災害から9年が経過した今年3月、全町避難が続く双葉町を含めた帰還困難区域の一部等で避難指示が解除されるとともに、JR常磐線が全区間で運転再開されるなど、福島県の復興・再生は、県民の懸命な努力と国内外からの多くの御支援により、着実に前進しております。

一方で、今もなお約4万人の県民が避難生活を続けており、被災者の生活再建、廃炉・汚染水対策、風評と風化の問題など、前例のない困難な課題を抱えているほか、復興人材の確保や産業・生業の再生、移住・帰還対策を始めとした避難地域の再生など、復興の進捗に伴って変化していく諸課題にも対応していかなければなりません。

また、当県は、令和元年東日本台風等により、県内の広範囲が甚大な被害に見舞われたことに加え、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、医療提供体制や生活・教育環境、さらには地域経済が深刻な打撃を受けております。

これら度重なる困難を克服し、復興・創生に向けた取組を推し進めていくためにも、自然災害や感染症による被害からの早期復旧はもとより、今後想定されるあらゆる災害等に備えた態勢強化なども必要となっております。

こうした中、国におかれましては、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、復興庁の設置期間の10年延長や震災復興特別会計の継続等を示され、さきの国会では、福島復興再生特別措置法を改正いただくなど、今後の当県における復興・創生に向けた礎を築いていただきました。

引き続き、感染症の影響に伴う社会情勢の変化等に対し、柔軟かつ機敏に対応いただくことはもとより、今年度が復興・創生期間の最終年度であることを鑑み、県、市町村の声に、一層丁寧な耳を傾けていただきながら、次年度以降における福島の復興・創生の加速化に向けて、全力を挙げて取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和2年6月24日

福島県知事 内堀雅雄



# 目 次

## <最重点要望項目>

### <全般的事項>

- I 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生  
・・・・・・・・・・ 1
- II 復興・創生期間後における復興の更なる加速化・・・・・・・・・・ 2

### <個別事項>

- III 避難地域・浜通りの復興・再生・・・・・・・・・・ 7
- IV 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出  
・・・・・・・・・・ 20
- V 原子力発電所事故への対応・・・・・・・・・・ 32
- VI 風評払拭・風化防止対策の強化・・・・・・・・・・ 41
- VII 県民の健康と安全・安心を守る取組・・・・・・・・・・ 47
- VIII 産業再生、インフラ整備・・・・・・・・・・ 55
- IX 地方創生の推進、大規模自然災害への対策、  
オリンピック・パラリンピックへの対応・・・・・・・・・・ 65

## <重点要望項目>

I	全般的事項	69
II	避難解除等区域等	79
III	生活環境	80
IV	保健・医療・福祉	91
V	商工労働・観光交流	100
VI	農林水産業	104
VII	県土整備	119
VIII	教育	127

<最重点要望項目>

<全般的事項>

**I 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生**

**【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】**

新型コロナウイルス感染症は、国の緊急事態宣言に伴い、人の移動制限、経済活動の制限等が行われたことにより、当県における爆発的感染拡大は抑制されたものの、医療や教育等、社会経済システムに大きな影響を与えており、特に地域経済に極めて甚大な被害をもたらしている。

また、当県は、東日本大震災及び原子力災害からの復興途上であり、令和元年東日本台風等の被害からも復旧していないことから、感染症の影響による県民の心身への負担はより大きい。

これらのことから、感染症の対策については、県民が安全で安心な生活を送ることができるよう、感染拡大の防止や医療提供体制の確保はもとより、地域経済活動の回復やICT機器の活用による教育環境の充実等において、更なる対策強化及び財政支援を講じること。

さらに、緊急事態宣言が全国的に解除されたものの、感染症に対する警戒は維持し続けなければならない。このことは、移動制限やテレワーク等の「新しい生活様式」の継続を前提とした上で、人や経済が都市一極集中型から地方分散型に変化するなど、これまでの人々の価値観や、社会経済システムそのものも変容していく可能性を含んでいる。当県はこれらの変化に柔軟に対応しながら、東日本大震災及び原子力災害を始め、度重なる危機や災害からの復興・再生を成し遂げ、その姿を国内外に発信する必要があることから、地方創生の推進を含めた当県の情報インフラ整備、特に深刻な影響を受けている観光業を始めとした地域経済の再生等の取組や、延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る取組等に対し、十分に予算を確保するとともに、東日本大震災からの復興・創生についても遅滞することのないよう、引き続き国を挙げて対応すること。

## Ⅱ 復興・創生期間後における復興の更なる加速化

### 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

#### (1) 復興・創生期間後の継続的な対応

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉・汚染水対策、風評払拭・風化防止対策、重点推進計画に基づく福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的發展に向けた基盤づくり等、多岐にわたる。

また、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備や、避難指示が解除された地域における生活環境の整備等、地域によって復興のステージは異なり、復興の進度に応じて課題は多様化し、これまでにない課題にも直面している。今後新たに顕在化する課題も含め、当県の復興・再生に引き続き国が前面に立って取り組むとともに、復興・創生期間後も切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、柔軟な制度及び十分な財源確保により対応すること。

さらに、いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いている等、原子力災害による影響は県内全域に及んでいる。風評払拭・風化防止対策や、避難者に対する支援、事業・生業の再生など、福島復興・創生に向けた取組に当たっては、当県の特殊事情を踏まえ、県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

## (2) 改正福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化

原子力災害からの復興・再生の更なる加速に向け、改正福島復興再生特別措置法に定められた移住等の促進や営農再開の加速化、福島イノベーション・コースト構想の更なる推進に向けた取組など、多岐にわたる課題に対し、国が一体となって総合的な施策を推進すること。

また、福島復興再生基本方針については、復興の現状や施策の進捗状況を勘案し、地元の意見を十分に踏まえたものとする。

あわせて、当県が作成する福島復興再生計画の認定に当たっては、当県及び関係市町村等の事業に支障を来さないよう、速やかな認定を行うこと。

## (3) 復興関連税制の具体化

震災と原発事故により甚大な被害を受けた浜通り地域等の産業復興のため、福島イノベーション・コースト構想の重点分野に取り組む事業者の設備投資や雇用の確保を支援するとともに、本構想に資する最先端の研究開発の促進に向け、事業者の研究開発投資を支援する税制優遇措置を講じること。

特に、本構想を牽引する専門知識を持つ人材の雇用に対しても雇用特例を講じること。

また、いまだ県内全域に根強く残る風評の払拭のため、風評対策に取り組む事業者の設備投資や雇用の確保を支援する税制優遇措置を講じること。

さらに、帰還を始め、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大等の新たな活力の呼び込みに向け、現行の福島特措法税制の雇用特例について、適用対象を拡充すること。

加えて、復興特区税制や被災代替資産等に係る税制特例等の復興関連税制のうち令和2年度末で終了するものについては、地元の意見を踏まえ、復興・創生期間後も適切に適用期限を延長すること。

## 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

### (1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和3年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

### (2) 普通交付税算定の特例措置の継続

令和2年の国勢調査等の調査結果（人口等）は、令和3年度以降の普通交付税算定における測定単位となるが、避難地域12市町村においては、原子力発電所事故の影響等により、いまだ多くの住民が避難している状況である。

このため、令和2年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定することは、行財政運営に大きな支障を来すことから、普通交付税算定の特例措置を継続すること。

### (3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、復興・創生期間後も引き続き、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるように以下の措置を講じること。

- ① 新たに追加される移住の促進や交流・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりに資する事業については、ソフト事業のみならず、ハード事業も対象とした柔軟で使いやすい制度を構築すること。
- ② 面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件を緩和するなど、運用の弾力化を図ること。  
また、特定復興再生拠点区域における必要な事業等、復興の進捗状況に応じて対象事業及び対象経費を追加すること。
- ③ 適時的確な事業着手や複数年度にわたる継続的な事業への対応など、柔軟に切れ目なく取り組むことができるよう、基金造成の対象を拡充すること。

### (4) 被災者支援総合交付金の予算確保等

仮設住宅から災害公営住宅等への移行や避難生活の長期化など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、民間団体による相談・見守り、交流活動、被災者の心のケア、子どもの健康支援などの様々な施策により、被災者の生活再建に向けた支援を行う必要があることから、被災者支援総合交付金については、長期かつ十分な予算を確保すること。

### 3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

## <個別事項>

### Ⅲ 避難地域・浜通りの復興・再生

#### 4 避難地域の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物、商業施設の運営支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

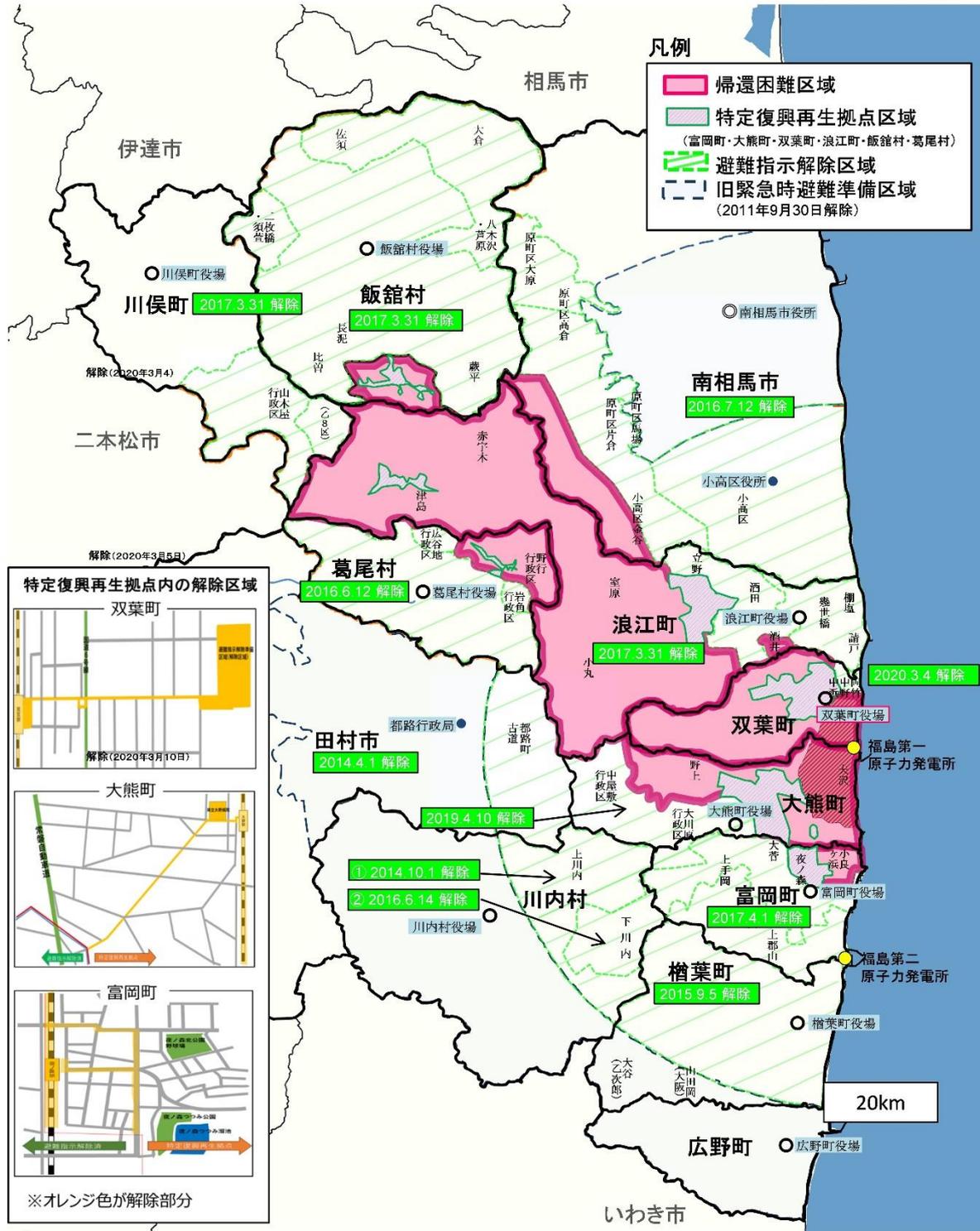
復興の進捗は市町村ごとに異なっており、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面している。

そのため、原子力災害における国の責務として、「福島12市町村の将来像」については、地域における復興の進捗状況や課題、県及び12市町村の意見を十分に踏まえ、適切に改定するとともに、その実現に向け、復興・創生期間後も引き続き、国、県、12市町村の連携した推進体制を確保すること。

また、今後新たに顕在化する課題への対応を含め必要となる中長期的な財源を確実に確保するとともに、被災自治体への人的支援を継続すること。

# 避難指示区域の概念図

2020年3月10日現在



## 5 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や産業・生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援するとともに、特定復興再生拠点区域外については、各自治体の意見を尊重しながら、丁寧に協議を重ね、避難指示解除のための具体的方針を早急に示し、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除すること。

## 6 避難地域の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

### (1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業、事業再開・帰還促進事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業の既存支援策について、中長期的に継続するとともに十分な予算を確保すること。

また、12市町村の事業者の自立や生業の再建に向けた事業は、更に多様化・複雑化・広域化していることから、商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業については、令和3年度も継続するとともに、復興経営指導員等を拡充して配置すること。

### (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の見直しに伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれる。また、津波浸水地域3市町においては、原発事故により試験操業の影響を強く受けている水産関連事業者や人材不足・資材高騰など震災の影響により復興が遅れている事業者が想定されることから、令和3年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

## 7 避難地域の営農再開に向けた支援

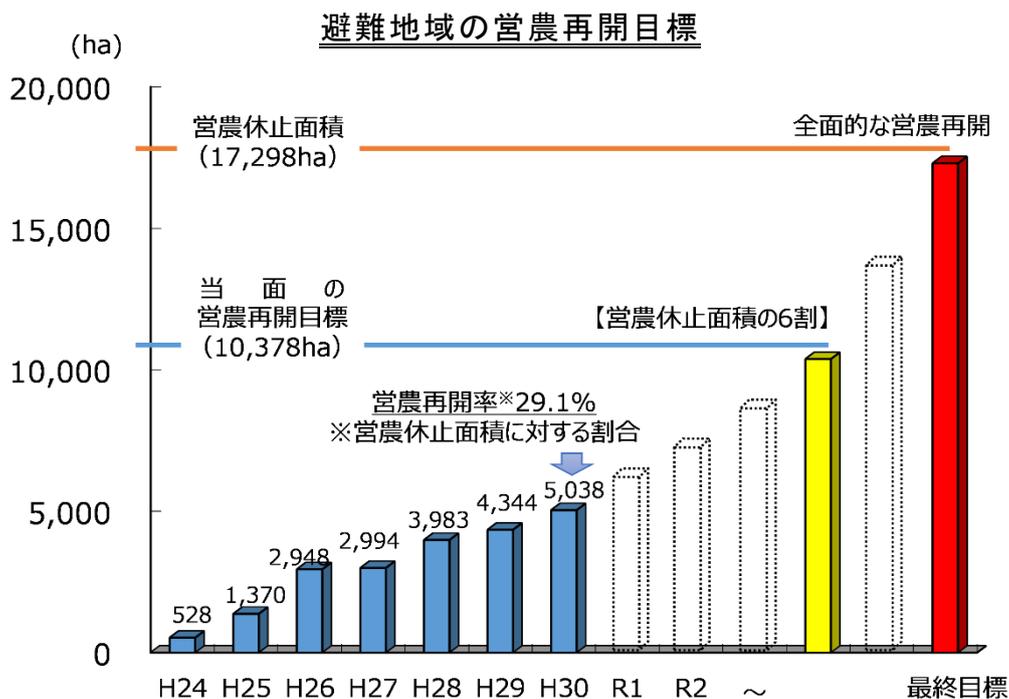
【復興庁、農林水産省】

東日本大震災から9年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に徐々に営農再開が進みつつある一方、避難指示が解除されて間もない地域では営農再開の初期段階にあるとともに、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域の除染が開始された段階であるなど、それぞれの地域で営農再開の状況が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業）について、令和3年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。

また、現在検討されている「市町村を超えた広域的な高付加価値産地構想」を具現化し、営農再開を加速するため、参入企業やJA等が広域的な産地づくり等に向けて行う施設整備、産地の生産を担う農業者の確保・育成、新たな農産物の生産等への支援策を創設するとともに、これらの支援策について、十分な予算を確保すること。

あわせて、改正福島復興再生特別措置法で創設された農用地利用集積等の特例について、活用に必要な予算を確保するとともに、当県や市町村と連携し、技術的な助言などの支援を行うこと。



## 8 避難地域の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、環境省】

避難12市町村においては、長期にわたる住民の避難等により、イノシシ等の鳥獣被害が増大していることを踏まえ、住民の円滑な帰還と移住等を促進するため、更なる鳥獣被害防止対策ができるよう、必要な予算を確保するとともに、以下の措置を講じること。

### (1) 新たな鳥獣被害対策事業の創設

避難12市町村を支援するため、野生鳥獣対策の広域的な生息環境管理、被害防除対策等の取組を県が行えるよう、新たな事業を創設すること。

### (2) イノシシ等の対策に向けた新たな技術開発や試験研究

捕獲従事者が少ない状況でも効果的、効率的な捕獲が可能となるように、帰還困難区域を含む避難地域におけるイノシシ等の生態や動態調査を行うとともに、ICTやロボット技術などを活用した捕獲技術の開発に取り組むこと。

### (3) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業の柔軟な対応

市町村が行うイノシシ等の対策を加速するため、生息環境管理の刈り払い等について必要に応じて実施できるよう柔軟な運用を行うこと。



## 9 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制の再構築については、避難指示が一部解除された各市町村(大熊町、双葉町は除く)で少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」を開院したが、避難地域等において、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療(医療・介護の連携)等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要であることから、以下の措置を行うこと。

### (1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

現在、再開・開設した医療機関の約6割が人件費・運営費の支援を受けて稼働しているなど、避難地域の帰還状況から経営環境の急速な改善は厳しい見通しであるとともに、今後、専門医療(人工透析等)の確保や、帰還困難区域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

については、国は、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる財源を、引き続き、十分に措置するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

### (2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

これまで、同地域への医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な支援を実施しているが、今後も人材不足がより深刻と思われる同地域においては、修学資金制度や県外からの医師招へいを始めとする人材確保・地域定着策を、これまでと同規模かつ複合的に実施し、県内全域において人材を確保することにより、不足地域へ人材を提供していく必要がある。

については、原発事故を由来とする特殊事情を踏まえ、地域の医療提供体制を安定的なものとするため、当県が行う切れ目のない医療従事者確保対策に必要な財源を、引き続き、十分に措置するとともに、財源措置の見通しを速やかに示すこと。

## 10 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

### (1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から9年が経過した今もなお、4つの町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、特にこれから地元での学校再開を目指す大熊町・双葉町、避難先でも学校運営を継続している富岡町・浪江町においては、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

① 子どもたちや保護者が帰還して通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、遠隔合同授業に対応するICT環境の充実等に係る予算を確保すること。

また、12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、復興・創生期間後も継続的に予算を確保すること。

② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。

③ サテライト校として教育活動を続けている富岡支援学校への支援を継続するとともに、富岡支援学校の双葉郡内への早期帰還のため、新校舎の整備や旧校舎の解体等の環境整備について支援を行うこと。

## (2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、平成31年4月に開校したふたば未来学園中学校及び先行して開校しているふたば未来学園高等学校の寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流など魅力ある教育活動や、海外研修における渡航費への支援を継続すること。

## (3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

## (4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続すること。

また、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組に対する予算を、引き続き確保すること。

## (5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。

また、東日本大震災による生活環境の変化に対応が困難な特別の支援が必要な児童生徒が、産業界を始め、様々な方々との交流を通して、地域の一員として生きる力を身に付けるための予算を確保すること。

## 11 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、国土交通省、環境省】

### (1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」や、中通りや会津から浜通り地方へ連絡する「地域連携道路」等の整備を進めている。しかしながら、避難地域等の復興はいまだ道半ばであり、今後とも継続して中長期的な対応が必要となることから、社会資本整備総合交付金（復興枠）の後継事業制度を構築するとともに、復興事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

### (2) 復興・創生期間後の復興事業（道路事業）の予算確保

避難地域12市町村内の道路の整備については、事業着手後間もない箇所が存在することや、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、避難地域の復興を成し遂げるため、復興・創生期間後における必要な制度の構築を図るとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

また、避難地域では、地域の課題となっている隘路や復旧・復興工事による道路の損壊が、新たな移住者を呼び込む上で妨げとなることから、地域住民や移住者等が安全に通行できるよう、道路改良や修繕等に必要な予算確保を始めとした支援を講じること。

### (3) 常磐自動車道（仮称）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICについて早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

#### (4) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

常磐自動車道の4車線化優先整備区間に選定された「浪江IC～山元IC間」のうち、事業化となった「浪江IC～南相馬IC間の一部区間1.9km」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、原子力災害からの復興と帰還促進に向け「広野IC～浪江IC間」についても4車線化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号勿来バイパスの早期整備を図ること。

## 12 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援

【復興庁、国土交通省】

### (1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

避難住民の帰還促進や生活の利便性の向上を図るとともに、福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業について、中長期にわたり予算を確保すること。

### (2) バス購入補助の継続支援

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置を継続すること。

### 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、全面的な財政支援を講じること。

## IV 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

### 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、重点推進計画にも位置付けられたところ。

構想のとりまとめから6年が経過し、今年3月に福島ロボットテストフィールドが全面開所したほか、東日本大震災・原子力災害伝承館が今秋に開館を迎えるなど、今後、これまで整備した拠点を核とし、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業により一層取り組んでいく必要がある。

このため、国と共に策定した復興・創生期間後の産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて変更した重点推進計画に基づく各取組について、中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などを十分に確保しながら、政府全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、構想の具体化を推進すること。

# 福島イノベーション・コースト構想

① 花き等の新たな生産振興  
(飯館村、葛尾村、川俣町 等)



② 福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)  
(浪江町) (2020年3月開所)



③ 水産資源研究所  
(相馬市) (2019年2月全面供用開始)  
④ 水産海洋研究センター  
(いわき市) (2019年7月供用開始)



## 廃炉関連施設(JAEA)

- ⑤ 大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)
- ⑥ 廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)
- ⑦ 楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町) (2016年4月本格運用開始)



⑧ 福島ロボットテストフィールド  
(南相馬市、浪江町)  
(2020年3月全面開所)



⑨ 東日本大震災・原子力災害伝承館  
(双葉町) (2020年秋開所予定)



⑩ 環境制御型施設園芸の導入推進  
(大熊町、南相馬市、川内村、いわき市 等)



⑪ 避難地域等の再生可能エネルギー  
導入促進



## (1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

### ① 廃炉・放射線分野の研究開発の推進

廃炉・放射線分野においては、檜葉町に整備した檜葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備している大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

### ② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の参入を確実に進めるため、マッチングスキームの効果的な運用や地元企業の技術力向上など、廃炉関連産業の育成・集積に必要な予算を確保すること。

### ③ 福島ロボットテストフィールド（RTF）の運営等

#### ア RTFの運営支援

RTFの安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

#### イ RTFの利用促進と産業集積

ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によるロボット・ドローンの性能評価基準開発に関する事業を継続すること。

また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居及び利用を促すこと。

さらに、延期となったワールドロボットサミットではRTFのPRを強化するとともに、i-Constructionやロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、RTFを積極的かつ継続的に利用し、また、RTFを活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

#### ウ R T F を活用した制度整備

R T F は、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成に着手したところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、作成後の制度への位置付けを検討すること。

また、国内のドローン及び空飛ぶクルマに係る研究開発に取り組む事業者等の活動を促進するため、試験飛行のために空域を優先使用できる試験空域の R T F 近傍への設定や、航空法に係る情報提供、相談、助言及び許認可円滑化等のための国土交通省職員の R T F への常駐など、研究開発・実証事業者向けの制度整備を行うとともに、福島イノベーション・コースト構想推進機構を航空法上の飛行許可・承認の代行ができる指定機関とすること。

さらに、空飛ぶクルマについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づき R T F を試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を整備（飛行シミュレーション試験、耐久試験など）するとともに、空飛ぶクルマの研究開発や制度整備のために利用を促すこと。

#### ④ エネルギー関連産業の集積

浜通り地域を中心に、再生可能エネルギーを核とした産業の育成、集積、地域経済の復興・再生を進めるため、「福島新エネ社会構想の今後の更なる展開の方向性」で示された取組に必要な予算を確保すること。

また、県内企業への技術開発支援や再生可能エネルギー分野での人材育成等の推進に向け必要な予算を確保すること。

#### ⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発及び実証と実用化された技術体系の速やかな社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

⑥ 新重点分野の支援

新たに重点分野となった医療関連、航空宇宙について、浜通り地域等への産業集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

医療関連分野については、浜通り地域等の企業等が開発・製品化した医療・福祉機器等の同地域の医療機関や高齢者福祉施設等における利用を促進し、企業の販路開拓を支援する取組に対し、必要な支援を行うこと。

航空宇宙分野については、浜通り地域等への更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑦ 地域復興実用化開発等促進事業の継続

浜通り地域等において新産業を創出・集積し、失われた産業基盤を構築するためには、廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など様々な分野において、地元企業と県内・県外企業との連携を促進し、持続的に新規案件の発掘を行いながら新技術の実用化を進めることが必要である。

このため、地域復興実用化開発等促進事業について、令和3年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な財政的な支援等を行うこと。

### (3) イノベーション創出促進のための環境整備

本構想の加速化のため、金融機関、行政機関、研究機関等の一層の連携を図りつつ、浜通り地域等で事業化を目指す企業等を対象として、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまで総合的な支援に必要な予算を確保すること。

### (4) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、工業、農業、水産業、商業等の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、企業・地域との連携等のコーディネートなどのプログラムの進捗を支援し、学校間連携や成果発表の場などを設定するための予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線・防災教育、プログラミング教育などを推進するための予算を確保すること。

### (5) 浜通り地域等への交流人口の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、地域が連携したプロモーションの展開や福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込みなど、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させるための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うこと。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員の移住・定住促進に係る予算を確保すること。

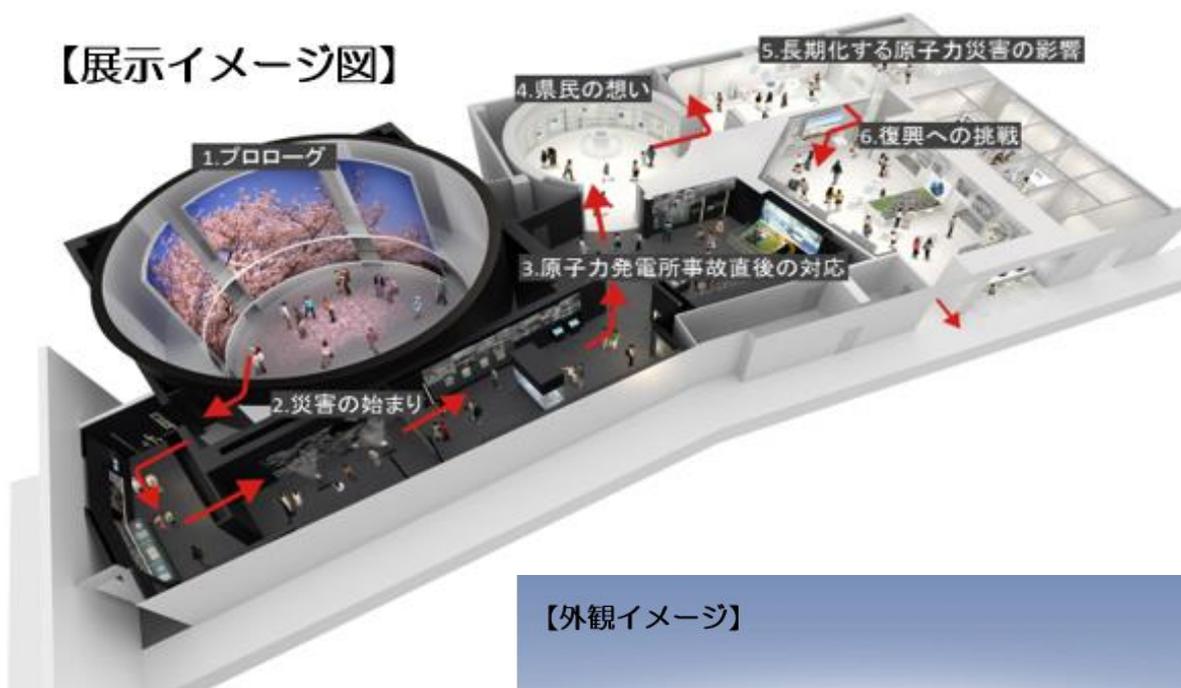
## (6) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

今秋に双葉町において開館を迎える東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく重要な施設であり、その唯一無二の役割を永続的に担えるよう、資料収集を始めとする各事業の実施や研究体制構築等に要する運営費について必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など東日本大震災・原子力災害伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

### 【展示イメージ図】



### 【外観イメージ】



(7) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

## 15 国際教育研究拠点の構築

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

復興庁において検討が進められている国際教育研究拠点は、浜通り地域等の復興・創生、分野横断的な研究及び産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積及び世界への発信等を推進する重要な拠点であることから、国立の研究開発法人として新設し、国が責任を持って、長期にわたる予算、人員体制を確保すること。

拠点で行う研究分野については、福島ならではのものとし、廃炉や自動運転、スマート農業、福島ロボットテストフィールドを活用した最先端のロボットに関するルール形成研究など最先端の研究とし、その実用・産業化に取り組むこと。

また、拠点設置に伴い、研究者やその家族等を受け入れられる生活環境・インフラの整備など、まちづくりに必要な予算を確保すること。

さらに、全国の大学等の復興知を活用した学術研究活動支援事業（復興知事業）は、地域の課題解決や人材育成、交流人口の拡大等に大きく寄与してきたことから、令和3年度以降も各大学等の浜通り地域等における活動を支援するとともに、復興知事業に参加している大学等の一部は、国際教育研究拠点の活動に参画することが期待されることから、拠点開設に向けて円滑に移行するため、大学等の教育研究活動の支援に必要な予算を十分に確保すること。

## 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現モデル構築等の各分野の取組について、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

### (1) 福島新エネ社会構想の推進

「福島新エネ社会構想の今後の更なる展開の方向性」で示された、再生可能エネルギーの更なる導入拡大、再生可能エネルギー関連産業集積に向けた取組、再エネを基盤とした未来型社会の創出、世界最大の水素イノベーション拠点の創出、水素社会実証地域モデルの形成など、構想実現のために必要な体制や財源などを十分に確保しながら、構想の具体化を推進すること。

特に、水素社会実現のためのモデル構築に向け、国家プロジェクトである世界最大級の大規模水素製造実証事業を着実に推進するとともに、延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での活用や未来を先取りした水素利用の拡大に必要な予算を確保すること。

さらに、平成29年度当初予算から措置された補助事業について、阿武隈地域等における風力発電の導入に向けた送電網整備など、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等の最大限導入のための必要な予算を継続的に確保すること。

### (2) 産総研福島再生可能エネルギー研究所との連携

平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所を核として、県内企業の技術高度化を進めるため、同研究所が行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアムに対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援、さらには地元大学等と連携した産業人材の育成などに対して、引き続き必要な予算を確保すること。

## 17 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

### (1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、令和3年度以降の必要な予算を確保し、中長期的に支援すること。

また、国立研究法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める重点分野や優先課題に対応する医療機器の安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

### (2) 医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学内に整備した医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、インフルエンザ等の感染症等に対する抗体医薬品・診断薬の研究開発に貢献するとともに、ベンチャー企業の設立が促進されるなど、当県の関連産業の集積が図られることから、センターが先進的な事業を展開できるための令和3年度以降の必要な予算を確保し、中長期的に支援すること。

## 18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援

【経済産業省】

当県においては、これまで航空宇宙関連産業への参入に向け、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設(県ハイテクプラザ)の機能強化等を行ってきたところであるが、当県産業の復興・再生を加速させるためには、更なる取組の深化が必要である。

ついては、中核企業を核とした関連企業クラスターの形成や競争力強化を図るため、県内関連企業の技術力向上、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材・中核企業の育成など、航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

## V 原子力発電所事故への対応

### 19 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、  
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

#### (1) 廃炉に向けた取組

- ① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ② 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組については、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。  
また、多核種除去設備（ALPS）等の処理水の取扱いについては、環境や風評への影響などを十分議論の上、国民に丁寧に説明しながら慎重に検討を進めるとともに、トリチウムに関する正確な情報を国内外へ広く発信し、具体的な風評対策をしっかりと示すこと。
- ③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督を徹底すること。

- ④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。  
また、廃炉に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。
- ⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組を分かりやすく正確に情報発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。
- ⑥ また、福島第二原子力発電所の廃炉については、福島第一原子力発電所の廃炉と併せ安全を最優先に着実に廃炉作業に取り組むよう、東京電力を指導・監督すること。

## (2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

### (3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ 当面存続することが決定されたリアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

## 20 除染等の推進

【復興庁、環境省】

### (1) 除染等の着実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を安全かつ着実に実施すること。

### (2) 必要な経費の措置

除染等の取組を最後まで確実に実施するため、事業に要する費用が国の試算額を超える場合には速やかに見直し、必要とする予算を確保すること。

### (3) 仮置場等の原状回復と除染後農地の不具合の解消

仮置場等の原状回復については、返地後の跡地利用に支障を来すことのないよう適切な措置を講じるとともに、除染実施後の農地や仮置場として使用された農地の不具合について、国の責任により解消に必要な措置を講じること。

### (4) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生じた土壌等の処理

復旧・復興事業を進める上で支障となっている、除染以外で生じた $8,000\text{ Bq/kg}$ を超える建設発生土等について、国の責任において、確実に処理すること。

### (5) 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域の除染については、関係町村の実情に配慮しながら確実に実施すること。

また、拠点区域以外の除染について、具体的方針を早急に示すこと。

## 21 中間貯蔵施設事業の推進

【復興庁、環境省】

### (1) 地権者への説明等

中間貯蔵施設に関しては、地権者の理解が何よりも重要であるので、引き続き、分かりやすい、丁寧な説明を行うとともに、地権者に寄り添った対応を行うこと。

### (2) 輸送の安全・確実な実施

大量の除去土壌等の輸送が継続することから、帰投時を含む道路交通対策を適切に実施し、輸送の安全・確実かつ円滑な実施に万全を期すこと。

また、輸送の実施状況や安全対策などについて、広く周知・広報を行い、県民の不安や懸念の解消を図ること。

### (3) 中間貯蔵施設整備への取組

国が示した令和2年度の事業方針に沿って計画的に除去土壌等の搬出が進められるよう、中間貯蔵施設事業について、施設設置者として責任を持って取り組むこと。

### (4) 県外最終処分の確実な実施

法律に定められている搬入開始後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう、最終処分の方向性の検討を進めるなど、責任を持って取り組むこと。

なお、除去土壌等の減容・再生利用の技術開発や実証事業の実施等に当たっては、安全を最優先とすることはもとより、住民、自治体、さらには、国民的な理解が極めて重要であることから、丁寧に対応すること。

## 22 特定廃棄物埋立処分事業の推進

【復興庁、環境省】

### (1) 地元への丁寧な説明

埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

### (2) 施設及び輸送の安全・安心の確保

国、県、富岡・檜葉両町で締結した安全協定と輸送計画に基づく取組を確実に実施し、施設及び輸送の安全・安心を確保すること。

### (3) 富岡・檜葉両町の地域振興策の着実な取組

両町の復興状況や意向を十分に踏まえ、国が責任を持って地域振興策の具体化を図ること。

## 23 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

### (1) 「指針」の適時適切な見直し等

被害者の生活や事業の再建につながるよう、原子力損害賠償紛争審査会において、現地調査などを通して当県の現状をしっかりと把握するとともに、「指針」の適時適切な見直しを行うこと。

また、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、被害者の個別具体的な事情への誠実な対応を含め、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、東京電力を指導すること。

### (2) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施等

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、避難指示区域内等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ丁寧な説明を行うとともに、関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

### (3) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

### (4) 消滅時効への対応

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

**(5) 住民帰還に向けた支援策の実施**

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

## 24 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援 【復興庁、文部科学省、農林水産省】

長期化する原子力災害による影響に対応するため、再生可能エネルギー、双葉郡の教育への復興支援、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及など、福島大学が果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、復興・再生に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援措置を講じること。

### (1) 「食農学類」「発酵醸造研究所（仮称）」への十分な支援

当県の震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに高度で専門的な知見や研究手法を用いて農業振興における課題解決が期待できる「食農学類」（平成31年4月設置）の教育研究機能の強化、及び被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する「発酵醸造研究所（仮称）」の構想実現に向けて、十分な支援を行うこと。

### (2) 震災復興に向けた取組の継続と強化

震災復興支援機関である「うつくしまふくしま未来支援センター」の安定的・継続的な運営、及び「環境放射能研究所」の機能強化のための予算を確保すること。

### (3) 運営費交付金の十分な確保

震災復興に向けた取組、復興の担い手育成の基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

### (4) 「国際教育研究拠点」との連携

浜通り地域への構築が予定されている「国際教育研究拠点」との連携に向けた支援を行うこと。

## VI 風評払拭・風化防止対策の強化

### 25 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

#### (1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

復興・創生期間後も継続する当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、引き続き長期にわたる粘り強い取組が不可欠であり、新型コロナウイルス感染症の影響により当県の風化の問題が更に進むことも懸念されることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、震災から10年の節目を迎えるに当たっても当県のイメージはいまだ震災前の水準まで回復しておらず農林水産物を始めとした県産品の販路回復・定番化や国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムの定着、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。

また、当県に対する関心が低下する風化の傾向が年々進んでおり、今まで以上の国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

なお、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

## (2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に関連して、当県が「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む各種施策について、必要な財源を十分に確保すること。

また、国民に正確な理解を促す安全・安心のための放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

さらに、国及び関係機関の広報媒体の活用や国主催の会議等の誘致による国内外への正確な情報の発信を強化すること。

加えて、改正された福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働きかけ等、必要な措置を講じるとともに、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を更に強化すること。

## 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化 【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

### (1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

根強く残る風評を払拭するため、復興・創生期間後も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じた「ふくしま」ならではのブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するために必要となる対策の予算を確保すること。

### (2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

## 27 観光復興関連事業及び教育旅行への支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

### (1) 観光の風評対策への支援

教育旅行を始めとした当県の観光客入込数や延べ宿泊数は、依然として震災前の水準まで回復しておらず、被災地の現状を知る取組など長期にわたる対応が必要であることから、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ県が実施する教育旅行の誘致を始めとした風評対策や観光復興対策に対し、引き続き予算を確保するとともに、当県への誘客に向けて積極的に支援すること。

【教育旅行延べ宿泊人数の推移（H21年度比）】

福島県への教育旅行の現状は、依然として震災以前の状況に回復していない。学校等での行き先選定は、一般的に1～2年前から検討され、労力の観点で前年踏襲や保護者の意見も考慮されるなどするため福島県へ選定させることには時間を要する。



## (2) 海外からの誘客に向けた支援

中国など諸外国の渡航注意喚起の撤廃への働き掛けを行い、当県に対する正しい理解を深めるための効果的な情報の発信と外国人観光客の誘致に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期されるなど、逆風下にある当県のインバウンド誘客の取組に対し、東北観光復興対策交付金の継続、またはこれに代わる予算を確保し、積極的な支援を行うこと。

また、福島空港国際定期路線の早期再開を、政府が前面に立って関係国へ働き掛けること。

## (3) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

当県の自然公園の利用者数は、震災等の影響から減少し、今もなお震災前の7割に満たない状況が続いている。世界に類を見ない複合災害に見舞われた福島だからこそ、国内外から多くの方に来てもらうこと、自然の恵みを次世代へと受け渡すことが必要であることから、国と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向けた取組を推進するため、以下の措置を講じること。

**(1) 国立公園の魅力向上に向けた積極的な事業の推進及び予算の確保**

「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立公園の魅力向上に向けた取組を国が積極的に推進すること。特に、磐梯朝日国立公園の磐梯吾妻・猪苗代地域については、国立公園満喫プロジェクトの対象に位置付け、利用者の満足度の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつインバウンド拡大に取り組むこと。

**(2) 只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園編入への支援及び予算の確保**

只見柳津県立自然公園の国定公園編入に向けた技術的支援や速やかな事務執行に加え、国定公園の編入後の魅力向上と情報発信機能の強化に向けた取組を積極的に支援するとともに、必要な予算を確保すること。

**(3) 環境省直轄事業の確実な実施**

国立公園の魅力向上と多様化するニーズに対応するため、ビジターセンターや野営場など老朽化した施設の改修や再整備が必要なことから、本構想の推進に向け確実に事業を実施すること。

**(4) 県事業に対する十分な予算の確保**

構想に基づく県の取組を着実に推進するため、自然環境整備交付金等の予算を十分に確保すること。

## Ⅶ 県民の健康と安全・安心を守る取組

### 29 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

#### (1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援などについて、国が前面に立って県・市町村と連携して取り組むこと。

#### (2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、避難指示が継続している区域の避難者が安定した住まいへ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実情を踏まえ、賃貸型応急住宅間の住み替えについて、引き続き災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、生活再建調整会議での議論を十分に考慮するとともに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないよう必要な措置を講じること。

#### (3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対し、引き続き予算を確保するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

#### (4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和3年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和3年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

#### (5) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災から9年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にある。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、国は以下の措置を講じること。

① 被災者の心のケア事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、人材確保が困難な状況にある臨床心理士や精神保健福祉士等専門職について、複数年雇用が可能となるような仕組みとすること。

② 被災者に対する支援事業を中長期的に継続できるよう、地域自殺対策緊急強化基金の実施期間を延長すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において当県の自殺対策に必要な予算を確保すること。

**(6) 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続**

避難指示区域等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、適切な見直しを行うこととされているが、引き続き、被災者が安心して生活できるよう、財政支援の継続に配慮すること。

### 30 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、環境省】

当県では、原発事故による急激な人口減少という困難な課題に対し、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、子ども・子育てに関する総合的な対策を強化し、日本一安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを積極的に推進してきたところである。

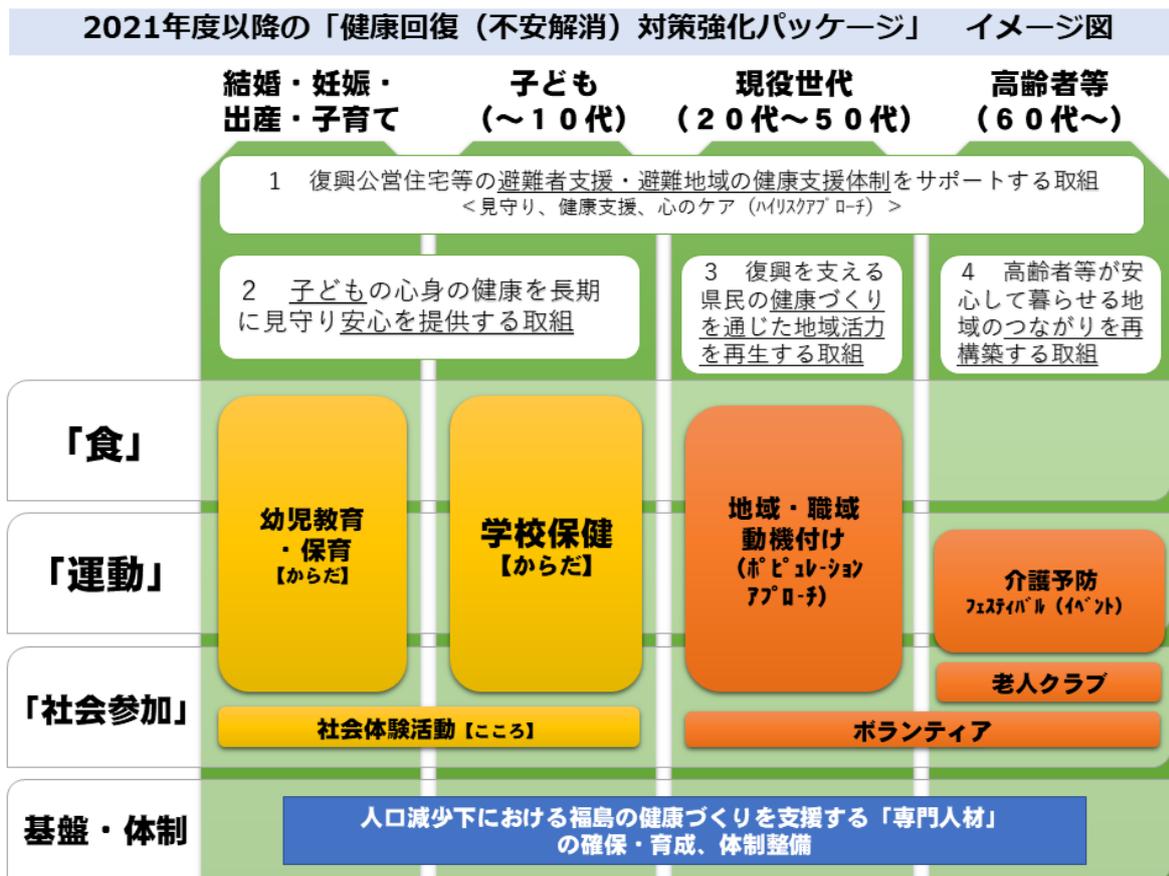
国においては、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安など福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、復興・創生期間後も長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

### 31 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省】

#### (1) 県民の健康回復を総合的に推進するため必要な財源措置の継続

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現し、県内全域における放射線による健康上の不安解消ができるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康関連に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組、子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組や高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、引き続き安定かつ十分な予算を確保すること。



## (2) 県民の健康不安解消に向けた研究開発

当県においては、いまだ原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強く、その解消が課題となっている。その解消に向けては、迅速かつ最先端の治療を可能とする医療提供体制が不可欠であり、特になん等への不安を解消するための万全の備えが必要であることから、福島県立医科大学内の先端臨床研究センターでは、国内随一の医療用中型サイクロトロンを用いて、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発を推進しているところである。

については、同センターによる令和3年度以降の臨床研究の実施に当たり、必要な予算を確保すること。

32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化  
【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

子どもの体力低下や肥満等は、全体的には改善傾向にあるが、東日本大震災当時幼児期であった年齢層に依然として肥満傾向児の出現率が震災前よりも高い状況にあることや、特に浜通り地域において体力が震災前より低い状況にあるため、体力向上や食育推進のための事業の継続的な実施が可能となるよう、予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、予算措置を継続すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、中長期的に必要な予算を確保すること。

(5) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

### 33 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

#### (1) 期限付き増員の継続

当県における復興に伴う警察活動は、令和2年度までとされている期限付き増員による補完によって維持されており、帰還困難区域における避難指示の一部解除や、特定復興再生拠点区域における立入規制緩和など、被災地の情勢変化に対応し、避難者や帰還者などの安全・安心を確保する必要があることから、震災復興特別交付税措置等により令和3年度以降も期限付き増員を維持すること。

#### (2) 被災地域の道路交通の安全と円滑等のための予算確保

中間貯蔵施設への輸送の継続や特定復興再生拠点区域のインフラ整備等により、交通量の増加や交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示の解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域における窃盗などの犯罪がいまだに発生していることから、被災地域の情勢変化に対応した治安維持・多岐にわたる警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

**34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続**

**【復興庁、厚生労働省】**

**(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続**

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、令和3年度以降も実施期間を延長すること。

**(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和**

令和3年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

## 35 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。また、避難指示解除後の住民帰還の促進に向け、働く場の確保は必須の課題であり、以下の企業立地補助金について引き続き支援すること。

### (1) ふくしま産業復興企業立地補助金の継続

地域経済産業復興立地推進事業(企業立地補助金)について、当県の産業復興を進めていく上で施策の柱となる企業立地を円滑に推進できるよう令和3年度の募集を継続するとともに、必要な事業期間を確保すること。

### (2) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の継続

帰還困難区域等の実情を踏まえ、令和3年度以降も募集を実施するとともに、事業完了期限を延長すること。

また、制度の継続に当たり、十分な予算を確保すること。

## 36 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

### (1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を図るための農業基盤整備等を重点的に進めるため、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

### (2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業や港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

### (3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等）の財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

### 37 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、県民の安全・安心に繋がるため池の放射性物質対策などの復興事業について、復興・創生期間後も事業が完了するまでに必要な予算を確保すること。

### 38 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、農林水産省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種復興施策について、現在の対象地域において制度を継続し、中長期的な予算を確保すること。

### 39 浜通り地域の水産業復興事業の創設

【復興庁、農林水産省、経済産業省】

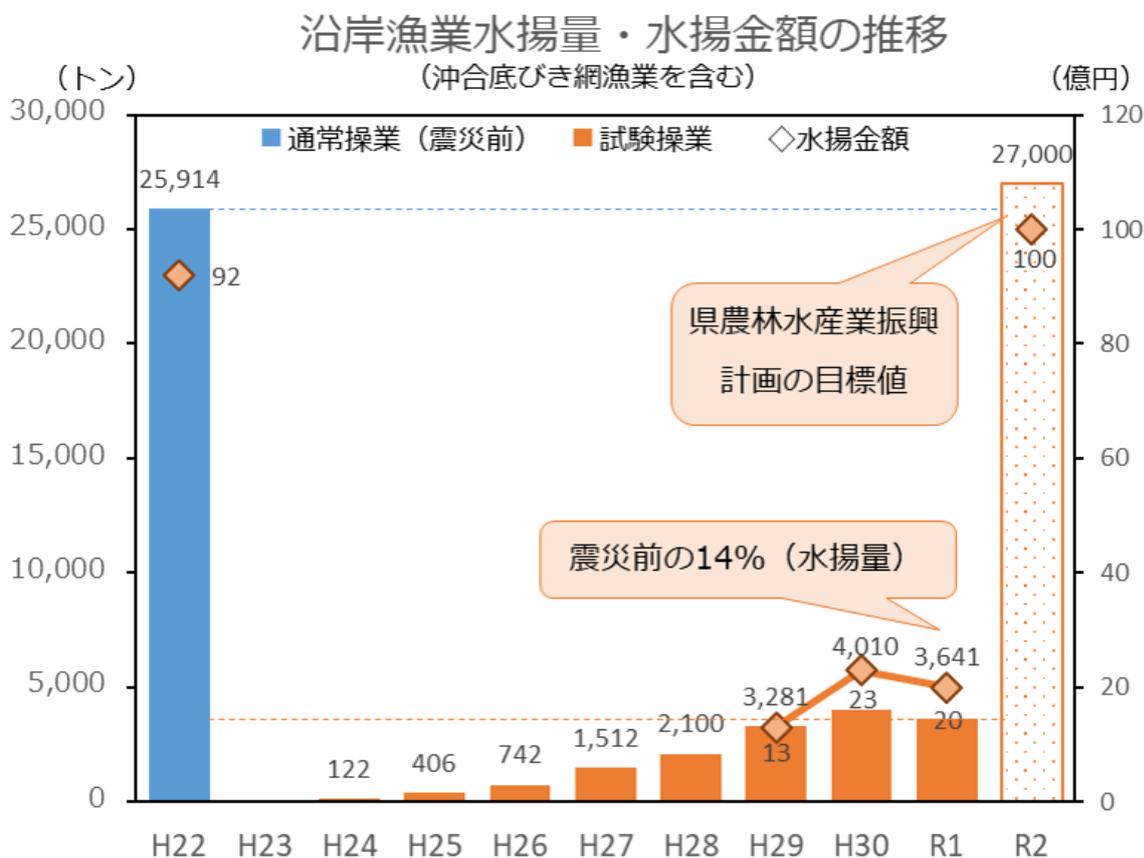
#### (1) 水揚げ拡大に必要な水産関係施設整備への支援

当県の水産業は、風評や出荷制限の影響等により、水揚げ高が震災前の2割にとどまるなど回復が遅れているが、漁港、漁船等の復旧や、全魚介類の出荷制限指示が解除されたことで、操業拡大に向けた体制が整ったところである。

今後、水揚げ拡大を促進するため、荷捌き・加工施設など流通・加工業も含めて、浜通り地域における水産関係施設等の整備を可能とする事業を創設すること。

#### (2) 水産業復興に積極的に取り組む水産流通加工業者への支援

水産流通加工業者が荷捌き・加工施設等整備による今後の水揚げ拡大に対応しつつ、県産水産物のブランド化及び風評払拭に安心して取り組むために必要となる流通加工設備等の整備、人件費等の操業経費等への支援制度を創設すること。



## 40 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

### (1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

### (2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（鏡石拡幅、伊達拡幅）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号「矢吹鏡石道路」の早期事業化に向け調査を促進し、併せて国道4号鏡石町以南の早期の全線4車線化を図ること。

また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、「国道13号～国道4号間」の北伸区間について計画策定を早期に行うこと。

② 横断道軸として、4車線化優先整備区間に選定された磐越自動車道の「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間の一部区間7.1km」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央IC間」についても、4車線化優先整備区間への選定を図ること。

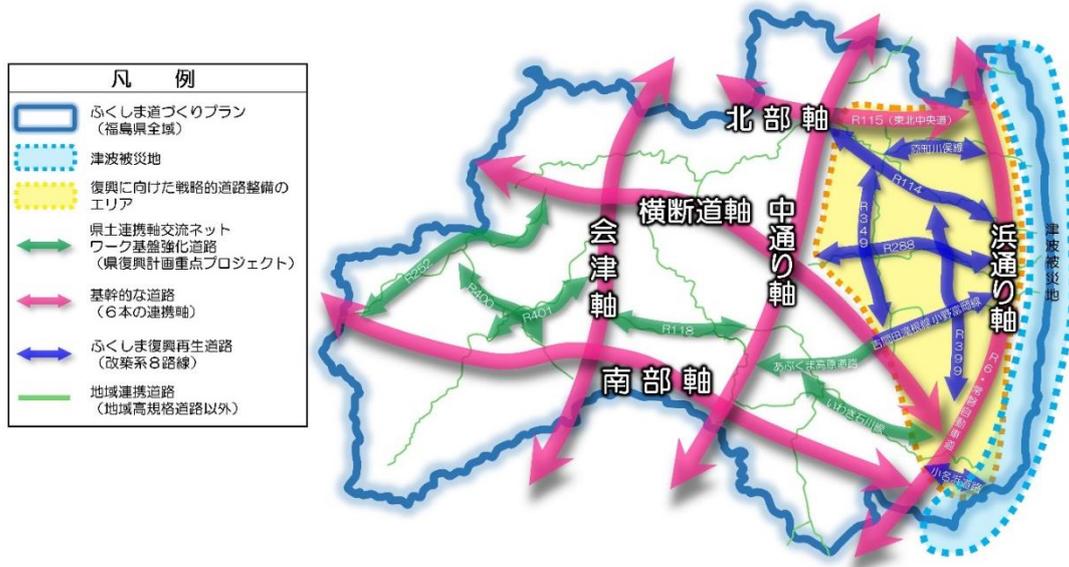
また、国道49号（北好間改良、会津防災事業等）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越について、国直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

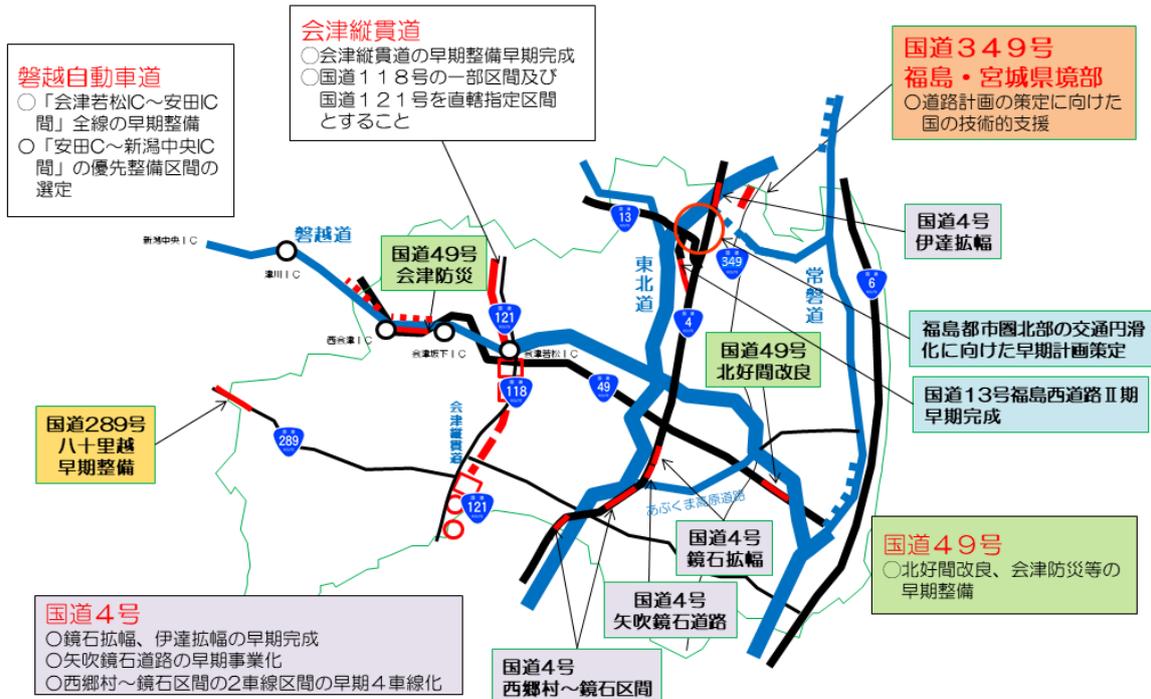
### (3) 国道349号（宮城県境）の技術的支援

国道349号宮城・福島県境部は、令和元年東日本台風を始め度々出水による冠水被害を受けており、本路線道路防災ネットワークの強化には両県側の一体的な早期の道路整備が必要であることから、福島県側未改良区間約2.5kmの道路計画策定に向け、国の技術的支援を行うこと。

#### 復興・創生を支える交通基盤（6本の連携軸）の整備



#### 県土の復興に向けた道路のネットワーク構築のための主な整備箇所



## 41 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援 【復興庁、国土交通省】

### (1) 物流拠点としての小名浜港の整備

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港について、産業と生活に必要な資源及び復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するため、東港地区の全面的な利活用が必要であることから、国際物流ターミナル整備事業（国・沖防波堤等整備）を更に促進すること。

### (2) 重要港湾相馬港の整備

復興支援道路である相馬福島道路の整備により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で効率的な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の財源確保に努め、3号ふ頭地区国際物流ターミナル整備事業を促進すること。

## 42 JR只見線の早期全線復旧

【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、全線開通により日本一のローカル線として生活・観光・教育・産業面で国内外を問わず多くの方々に利活用される新たな只見線をつくり上げていかななくてはならない。

については、地元の総意である鉄道復旧方針に基づき、只見線をつくり上げるため、以下の内容について支援すること。

### (1) 上下分離方式の導入に向けた支援

上下分離方式の導入に向け、地元自治体がJR東日本と協議を進めるに当たり、専門的立場から必要な協力や助言を行うこと。

### (2) JR東日本に対する財政支援等

復旧工事に多額の費用がかかることから、JR東日本を支援するために必要な予算を確実に確保すること。あわせて、地元が法改正のメリットを最大限受けられるよう、法対象事業を幅広く捉えること。

### (3) 地元自治体に対する財政支援

上下分離方式の導入に伴い、復旧後に県と会津17市町村が将来にわたり毎年負担することとなる維持管理に要する費用について、地域住民の生活に必要不可欠であり、かつ地方創生の核となる当該路線の安全で安定的な運行が確保されるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備に係る補助事業の対象に加えることや、地域公共交通の確保維持のための特別な財政需要として地方交付税を措置するなど、財政支援を講じること。

### (4) JR只見線の利活用促進に関する支援

只見線利活用計画に基づき、会津地域の振興を図るため、地元自治体が利活用の促進に取り組むに当たり、必要な協力や助言を行うとともに、国においても、あらゆる機会を捉えて、只見線のPRに努め、インバウンド等の誘客に積極的に取り組むこと。

## Ⅸ 地方創生の推進、大規模自然災害への対策、オリンピック・パラリンピックへの対応

### 43 地方創生の推進

#### 【内閣官房、内閣府、復興庁】

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、新型コロナウイルス感染症による大幅な地域経済の落ち込みや社会の変容等にも配慮し、同感染症を始めとした様々なリスクの発生を見据えた強靱な社会・経済構造の構築や、地域の実情に即した新たな生活様式の積極的な導入など、実効性の高い取組を展開できるよう、十分な規模の予算確保や地方創生人材支援制度などにより、継続的に支援すること。

また、原子力発電所事故に伴う避難指示が出された市町村は、人口減少等の社会的課題の現出が他地域より先行した地域であり、復興の取組と連携させ、この地域から地方創生のモデルを示せるよう、福島復興局職員による地方創生施策等の活用に対するハンズオン支援などの技術的支援を特に強化すること。

#### 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

##### (1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

令和元年東日本台風は、当県の道路、河川、農地、農業用施設、水道施設等に大きな被害を与え、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後においても、浸水対策や治水対策など、喫緊の対策について更なる対応の強化が求められることから、令和3年度以降においても、国土強靱化に関連する取組を更に加速するための必要な制度の構築や十分な財源の確保に努めること。

##### (2) 被災自治体に対する国土強靱化関連予算の要件化に係る配慮

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の国土強靱化関連予算について、令和3年から実施が検討されている地域計画の要件化に当たっては、東日本大震災や令和元年東日本台風等を始めとする大規模災害の被災自治体に配慮すること。

##### (3) 国と県の連携による総合的な防災・減災対策

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる必要があるため、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進や、支川のバックウォーター区間の水位情報等に関する国と県の連携による一元管理、さらに、いわき市夏井川等の改良復旧事業として県が進める「福島県緊急水災害対策プロジェクト」への十分な予算確保や土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査に対する地方債制度の拡充等により、当県におけるハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策について引き続き支援すること。

## 45 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期に伴う被災県への財政支援等

【内閣官房、復興庁、総務省、農林水産省】

### (1) 被災県開催への財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年に延期された東京2020大会においても、機運醸成はもとより、復興五輪に向けた取組を継続し、オリンピック聖火リレー及び野球・ソフトボール競技について、令和2年に予定されていた形で実施するよう支援するとともに、同大会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を始めとする様々な取組により万全の体制で実施するよう支援すること。

また、当県は、東日本大震災や原発事故からの復興の途上であり、被災県として多額の財政需要を抱える状況にあることから、開催地となる被災県に同大会の延期に伴う財政負担が生じないように措置を講じること。

特に、オリンピック聖火リレーについては、直前で延期が決定されたことにより多額のキャンセル料等が発生していることから、延期後の聖火リレーの実施に当たり、追加の財政負担が生じることのないよう財源措置を講じること。

### (2) 関連事業推進への支援

東京2020大会を通して、国・組織委員会・東京都等の関係機関が連携して、ホストタウンによる国際交流の推進、事前合宿の誘致、県産品の大会での活用など、被災地の復興を後押しする取組を進めるとともに、被災地の復興状況を国内外へ発信する取組を継続すること。

また、当県産農林水産物の品質や安全性を国内外へPRすることにより、風評払拭及び販路拡大を図るため、当県が取り組む大会会場や周辺施設への県産農林水産物の提供等に対し、必要な予算を引き続き確保すること。

### (3) Jヴィレッジの利活用

Jヴィレッジは、原子力災害の対応拠点としての役割を担い、平成31年4月に全面再開を果たした当県復興のシンボルであり、復興に挑む県民の機運醸成に不可欠な存在であることから、国においても東京2020大会関連の様々な取組を始め、国及び関係団体が開催するスポーツ等の各種イベントや国内外の会議、国家公務員等の団体研修等において積極的に同施設を利活用すること。

また、様々な機会を捉えて、Jヴィレッジの積極的な利活用を働き掛けるなど、国を挙げて協力すること。

## <重点要望項目>

### I 全般的事項

#### 1 地方公共団体の税収減に係る賠償

【総務省、文部科学省、経済産業省】

原子力発電所事故との因果関係が明らかな地方税の減収分について、「中間指針」に定める「特段の事情」に当たるとの見解を示し、速やかに賠償を行わせること。

#### 2 福島県立医科大学における放射線医学に係る人材育成のための財政支援

【復興庁、環境省】

県民の健康を長期にわたり見守る役割を果たすための放射線医学を担う人材を育成する部門の運営費について、引き続き財源を措置すること。

#### 3 私立学校運営への財政支援の継続

【文部科学省】

当県においては、幼児児童等の県内外への避難などにより厳しい運営を強いられている私立学校等に対する財政支援が継続して必要であることから、私立高等学校等経常経費補助金の算定に当たっては、災害前の幼児児童等の人数を算定基礎とするなどの弾力的な取扱いを継続すること。

#### **4 被災した私立高等学校等の児童、生徒等に対する授業料減免事業の継続**

**【文部科学省】**

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、被災幼児児童生徒に対する授業料等減免事業を継続すること。

また、専修学校・各種学校の減免事業において、専修学校高等課程以外の課程についても、高等課程と同様に減免額の全額を事業の対象とすること。

#### **5 学校給食の放射性物質検査への財政支援の継続**

**【復興庁、総務省、文部科学省】**

学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について、幼児児童生徒や保護者の不安が払拭されるまで、震災復興特別交付税での全額措置を継続すること。

#### **6 旧避難指示区域内の幼稚園の再開等における財政支援の継続**

**【文部科学省】**

旧避難指示区域内に所在する幼稚園は、住民帰還の状況等に合わせて再開を検討する必要があるなど、特別な事情があるため、再開等に当たっては、災害復旧補助の弾力的な運用などにより、所要の財源を措置すること。

また、避難先での仮設園舎に係る賃借料を災害復旧補助の対象とする措置を継続すること。

#### **7 震災原発事故の影響に対する幼児児童生徒等の心のケアの継続**

**【文部科学省】**

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして私立学校等に派遣し、心のケア等を行う事業を継続すること。

## 8 生活基盤を築くための私立高校生等の就職支援の継続

【復興庁】

進路アドバイザー等を私立高校等に派遣し、就職決定支援や新規就職者への相談を行う事業を継続すること。

## 9 被災私立学校復興支援事業の継続

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故の学校経営への影響の長期化が見込まれることから、厳しい運営を強いられている私立学校に対して安定した教育環境を確保するため、被災私立学校復興支援事業を継続すること。

## 10 無人航空ロボット（ドローン）の導入に係る財政支援

【総務省、消防庁】

広大な県土を有する当県では、中山間地域及び避難指示区域において、視界不良により防災ヘリが運行できない場合や、山林火災や浸水害等の被災状況の確認等のためにドローンの活用が期待されており、県内消防本部や市町村でも導入が検討されている。

このため、消防の標準装備として、ドローンを導入する消防本部及び市町村に対し、機体の導入経費及び操作する人材の育成経費に係る財政的措置を講じること。

## 11 消防体制維持等の支援

【復興庁、総務省、消防庁】

### (1) 消防施設の早期復旧等に向けた支援

当県では、避難指示の解除からまもないため、令和3年度以降に消防防災施設等の復旧事業に着手する予定の自治体があることから、消防防災施設（設備）災害復旧費補助金について、引き続き十分な予算を確保すること。

また、当該補助金に係る地方負担分については、引き続き全額を震災復興特別交付税の対象とするなど、十分な財政支援を行うこと。

### (2) 原子力災害避難指示区域における消防活動に対する支援

避難指示区域で火災等が発生した場合は、大規模化することが懸念され、県内外の消防本部に応援を求める必要があるとともに、防護服やスクリーニングなどに要する経費が必要となる。

このため、訓練を含め、避難指示区域内での消防活動に対する財政的支援としての原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、令和3年度以降も十分な予算を確保すること。

### (3) 消防団の充実強化に対する財政支援の拡充

#### ① 消防団に対する財政支援の拡充

消防団員確保のための経費に対する特別交付税措置として、平成27年1月26日付けで拡充されたが、標準団員数の2倍未満の消防団員数(実員)の市町村については、消防団員が増加しない限り、一律に対象外とされている。

人口に比して消防団員数の多い市町村に対しては、普通交付税の算定方法の改善、特別交付税の更なる拡充や消防団の装備品の無償貸与の充実など、市町村の実情に応じた一層の財政支援措置を拡充すること。また、都道府県に対し、装備充実に向けた市町村への支援が実施できるよう財政支援措置を拡充すること。

#### ② 消防団協力事業所への財政的支援

当県の消防団員の約8割が被雇用者という現状の中、訓練も含めた消防団活動に対する雇用事業者の理解が不可欠であり、県内の22市町村では、消防団協力事業所として認証する制度を設けている。今後、消防団協力事業所数を増加させるためには、消防団協力事業所に対する支援の充実が必要であり、減税制度や補助金制度の実施などの財政措置や入札の優遇措置を国の施策として取り組むこと。

### (4) 消防庁舎の耐震化に向けた支援

当県では、消防庁舎の耐震化率は全国平均と比べて低く、消防庁舎の耐震化が急務であることや、近年、台風や集中豪雨等による大規模災害が発生している状況において、地域防災力の強化を図るため、消防機関の施設等の計画的かつ着実な整備が行われるよう、令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債の期限を延長すること。

## 12 防災・減災対策の推進に係る財政支援

【総務省】

地方自治体が、防災情報伝達手段の強化や多重化、避難所施設の耐震化など、防災力の向上に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化など必要な財源を確実に措置すること。

## 13 災害救助法の柔軟な運用

【内閣府】

### (1) 住宅の応急修理と応急仮設住宅の併用

大規模災害により応急修理の完了に時間がかかる場合は、住宅の応急修理と応急仮設住宅の供与の併用を認めること。

### (2) 被服、寝具その他生活必需品の供与に係る柔軟な対応

日常生活に欠くことのできない冷蔵庫、洗濯機等の家財について広く国庫負担の対象とすること。

### (3) 在宅被災者の健康管理

保健師が在宅被災者を訪問し健康管理を行うための費用について、国庫負担の対象とすること。

### (4) 公営住宅の応急仮設住宅としての供与

公営住宅を被災者へ無償で提供した場合、応急仮設住宅として取り扱い、その費用について国庫負担の対象とすること。

### (5) 救助事務費の国庫負担

救助の実施に必要な事務経費の全額を国庫負担の対象とすること。

また、救助を実施するために必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務の実施のために必要な費用について国庫負担の対象とすること。

## 14 消防防災ヘリコプターの2人操縦士体制の導入に係る操縦士養成の制度創設や経費の財政措置

【総務省、消防庁】

消防防災ヘリコプターを安全に運航するため2人操縦士体制を導入するにあたり、確実に操縦士を養成することができるよう養成経費を補助制度化すること。

また、耐空証明検査と機体の修理改造検査を同時並行で実施できるように制度を改正するとともに、機体のレイアウト変更に係る修理改造経費への財政措置をすること。

## 15 災害時の避難所に係る新型コロナウイルス感染症への対策 【内閣府】

### (1) 災害発生に備える対策を行った市町村の負担に対する財政措置

災害による被害が発生しなかった場合でも、市町村が災害に備えて事前にホテル・旅館を避難所として活用するなど、新型コロナウイルスの感染対策を実施した場合は、その要した費用について、災害救助法と同程度の財政支援措置を講ずること。

### (2) 災害救助法の迅速かつ柔軟な適用と特別基準の同時適用

新型コロナウイルスへの感染が急速に拡大している状況下においては、体育館や公民館等への避難により感染のクラスターが発生する危険性があることから、市町村が避難所を設置した際は、災害が小規模であっても災害救助法を適用（同法施行令第1条第1項第4号）するよう迅速かつ柔軟な運用を行うとともに、災害救助法の適用と同時に避難所の設置に係る特別基準（ホテルや旅館等の活用）も適用すること。

## 16 浜通り地域の復興に向けたＪＲ常磐線の利便性向上 【復興庁、国土交通省】

ＪＲ常磐線は、住民の生活、産業、観光を支える重要な交通基盤であり、浜通り地域の復興に向けては、首都圏等とのアクセス向上が重要な要素であることから、ＪＲ常磐線の高速化を始め、利便性の向上について、ＪＲ東日本に対し指導すること。

## 17 電源立地地域対策交付金制度（水力発電施設周辺地域交付金）の恒久化等

【資源エネルギー庁】

水力発電は、古くから我が国のエネルギー供給に重要な役割を果たしている。その発電所の所在する地域は周辺自治体及び首都圏の生活や経済活動に大きく貢献しており、水力発電所が存続する限り変わらないものである。

水力発電所周辺には急激な過疎化や高齢化、逼迫した財政基盤等、深刻な課題を抱えている自治体が多く、より一層の地域振興策が必要である。

このような中、令和2年度をもって電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金）の交付期間が終了することになれば、多くの水力発電所が交付対象外となり、必要な地域振興策が行えなくなるなど、影響は甚大である。

このため、同交付金について、交付期間の恒久化を図るとともに、交付単価及び最低保証額の引き上げ等の交付水準の改善を図ること。

## 18 TPP等への対応

【内閣官房、外務省、農林水産省、経済産業省】

TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定は、幅広い内容を含んでおり、経済活動及び県民生活に様々な影響が懸念され、その影響は中長期的に及ぶものである。

国においては、県民が持つ不安や懸念が払拭されるよう、引き続き、十分かつ丁寧な情報提供や継続した予算措置を行うこと。

また、当県は未曾有の複合災害に見舞われ、各方面で風評が根強く残っているなど、いまだ復興の途上であることも踏まえ、当県の活力を決して低下させることがないように十分配慮すること。

## 19 携帯電話不通話エリア解消及び5G環境の整備促進

【総務省】

### (1) 携帯電話不通話エリア解消

携帯電話は県民生活に不可欠なサービスであるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用不可能な地域が残存している。

また、中間貯蔵施設への搬入道路や緊急輸送道路、災害時の避難路における安全安心の確保が必要である。

このため、国において、携帯電話事業者が積極的に「携帯電話等エリア整備事業」に参画するように、協力依頼や働き掛けを行うとともに、携帯電話事業者の設備投資を促進するための施設整備及び維持管理に係る更なる負担の軽減策を講じること。

### (2) 5G環境の整備促進

5GはSociety5.0時代における必須の基幹インフラであり、当県においては、東日本大震災からの復興の後押しとなることが期待される。

このため、国において、基地局の整備が地域間の偏りなく行われるよう、引き続き財政支援を行うとともに、携帯電話事業者を指導すること。

さらに、地域の企業や自治体等様々な主体が、自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築するローカル5Gは、地域課題の解決や地域経済の活性化等が期待されることから、当県におけるローカル5Gの導入や運用及び事業者等の利活用促進に対して積極的に支援すること。

## 20 ラジオ難聴区域の解消

【総務省】

国において、難聴を解消しようとする事業者及び市町村に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

さらに、県民が県内の放送局からの放送が受信できる体制を整えるよう、放送事業者を指導すること。

## 21 NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業の継続について

【内閣府】

NPO等が持つ様々な得意分野やネットワークを活かした、被災者支援、風評・風化対策などの取組は、行政の施策を補完するだけでなく、相乗効果をもたらし当県の復興・創生を加速させるものとして極めて重要である。

このため、NPO等による復興支援活動等の継続的な実施を支援できるよう、「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業」を継続すること。

## 22 海外における福島県産品の風評払拭

【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

国の責任において、各国・地域の輸入規制の解除に努めること。福島県産品が不当な差別を受けることがないよう、各国政府に消費者の理解促進を働きかけ、販路拡大に影響が出ないよう適切な対応策を講じること。

## Ⅱ 避難解除等区域等

### 23 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁】

#### (1) 子ども・被災者支援法による支援施策の充実

子ども・被災者支援法の基本方針については、被災者の意見等を適切に反映し、適時見直すこと。

また、健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援など、被災者の実情に応じた個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的な負担が生じることのないよう、継続的かつ十分な財源措置を講じ、関係施策を推進すること。

#### (2) 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者が速やかに生活再建を実現できるよう、被災者生活再建支援制度の支援対象を住宅半壊世帯まで拡大すること。

24 安全で安心な消費生活の確保

【消費者庁、復興庁】

(1) 地方消費者行政強化交付金の予算確保等

- ① 当県における課題を抱える被災者等に対し、復興・創生期間後も引き続ききめ細かい相談対応を行い、安全・安心な消費生活を営めるよう、地方消費者行政推進事業については、地方消費者行政活性化基金の活用が終了することを踏まえ、必要な予算を確保すること。
- ② また、当県においては、これまで復興関連事業が優先的に行われてきており、復興の進展や住民の帰還等に伴いこれからは相談体制整備の本格的なスタートとなることから、交付金により新規事業を開始することができる特例の期間を延長すること。
- ③ 地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率の嵩上げや用途の拡充のほか、最大3年程度とされている活用期間の延長を図ること。

(2) 地方消費者行政推進交付金（特別会計）の予算確保等

復興・創生期間後においても、自家消費野菜等の放射能検査体制の維持のほか、風評の払拭、地域住民への説明会、震災に伴う消費生活相談への専門家派遣を実施することが重要であるため、これらの事業の実施に必要な予算を確保すること。

また、県外向けリスクコミュニケーションについて国が責任を持って主体的に取り組むなど、全国的な取組を継続し、消費者の理解を促進すること。

## 25 地域女性活躍推進交付金の予算の確保等

【内閣府】

女性が活躍できる環境づくりを更に進めていくためには継続した取組が不可欠であることから、令和3年度以降も事業を継続するとともに、新規事業のみならず継続事業も対象とするなど、柔軟に制度を運用し、十分な予算を確保すること。

## 26 人権啓発活動地方委託費の予算の確保等

【法務省】

多様化する人権課題に対応し、互いの人格を尊重し、個々の違いを認め合う共生社会を実現するためには、地域における人権啓発活動の一層の充実を図る必要があることから、令和3年度以降も地方委託事業を継続するとともに委託要件の緩和など制度の充実を図ること。

## 27 地域公共交通確保維持改善事業の予算確保等

【復興庁、国土交通省】

### (1) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の予算確保

被災地域地域間幹線系統確保維持事業について、令和3年度以降も事業を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

### (2) 地域間幹線系統確保維持事業の特例措置の継続

被災地域地域間幹線系統確保維持事業から地域間幹線系統確保維持事業に移行した路線の輸送量要件の緩和等の特例について、被災地域住民の生活の足の確保が不可欠であることから、令和3年度以降も継続すること。

## 28 第三セクター鉄道会社に対する補助事業等の予算確保

【国土交通省】

第三セクター鉄道会社が安定的に経営を維持していけるよう、施設整備、車両更新、車両検査等に対して、鉄道施設総合安全対策事業や訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等において十分かつ確実に予算を確保すること。

また、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により、事業者の収入が大幅に減少していることを鑑み、事業者の負担を軽減するために国庫補助事業の補助率の引き上げなどの財政措置を講じること。

## 29 一般タクシーの利活用等に対する支援制度の構築

【総務省、国土交通省】

交通弱者等の住民の足を確保するため、一般タクシーや超小型モビリティを利用した交通弱者対策を行う地方公共団体の経費についても、地方バス路線運行維持対策と同様に特別交付税措置の対象とすること。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う利用者の減少等により、事業者の経営は非常に厳しい状況にあることから、地域住民の交通手段の一つを担うタクシー事業者が安定して事業を継続していくための支援や財政措置を新たに講じること。

## 30 自動車運転代行業の適正化

【国土交通省】

いわゆるA B間輸送の禁止については、単なる解釈にとどまることなく、法令等に明確に記載した上で、指導・監督に関する全国一律の指針を作成すること。

### 31 自動車運転代行業の適正化に係る予算措置の構築

【国土交通省】

平成27年4月に国土交通大臣から都道府県知事に委譲された自動車運転代行業の指導監督に関する事務の遂行に要する経費については、国の責任において新たな予算措置制度を構築すること。

### 32 外国人材受入れに係る一元的相談窓口運営に対する支援

【出入国在留管理庁】

#### (1) 財政的支援の拡充と継続

今後、相当数の増加が見込まれる外国人材の円滑な受入のため、多言語による一元的相談窓口の運営に係る財政支援を拡充し、継続すること。

#### (2) 一元的相談窓口の運営

多言語による一元的相談窓口については、相談の内容が在留手続きや雇用など相談分野が多岐にわたるため、個々の自治体だけでの対応は困難であることから、特に少数言語への対応については、国が主体的となって運営するコールセンターの強化、窓口で活用できる多言語音声翻訳システムの機能の向上や普及支援など、国において責任をもって取り組むこと。

また、交付金の対象となる相談窓口は、原則11言語に対応することとされているが、管内市町村によっては外国人住民の国籍が限られている自治体もあることから、11言語に満たない場合であっても交付金の活用が可能となるよう、地域の実情に沿った柔軟な対応をすること。

### 33 海外への情報発信等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、観光庁】

#### (1) 風評・風化対策に係る情報発信の取組

令和2年3月現在で20の国・地域で福島県産食品の輸入規制が行われており、海外においては原発事故に伴う当県への風評が依然として根強く残っていることから、駐日外交団や外国人プレスの当県への招聘等を通じて、引き続き国において海外への風評・風化対策のための情報発信に取り組むこと。

また、海外において、政府や国際機関関係者に対して、知事等が直接当県の現状や取組について発信する事業のほか、国内においても、外国政府や国際機関、駐日外交団、在外県人会等を対象としたセミナーや県内視察、国際交流員を活用した情報発信など、当県が取り組む風評・風化対策に対する財政的支援を行うこと。

#### (2) 国際会議及び関連行事の誘致等

国や関係団体が主催する国際会議や関連行事等の当県開催を支援するとともに、国際会議参加者等が当県の現状に関する理解を促進するための取組を実施すること。

## 34 福島県環境創造センターの運営支援

【復興庁、外務省、文部科学省、環境省】

### (1) 運営費の予算確保

福島県環境創造センターは、原子力災害からの環境回復・創造を進める拠点としての役割を担っていかなくてはならないことから、基金の利活用期間の延長や期間終了後の継続的な財源措置により、原子力災害が終息するまで、国が責任を持って運営費の予算を確保すること。

### (2) 連携協力機関に係る予算確保

当県の環境回復・創造に向けた調査研究を着実に実施するため、日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所が福島県環境創造センターにおいて継続的・安定的に調査研究を進めることができるよう十分な予算を確保するとともに、当県と国際原子力機関の協力のもとで進めている協力プロジェクトが円滑に実施できるよう、同機関に係る十分な予算を確保すること。

### (3) 交流棟「コミュタン福島」への訪問促進

根強く残る当県の風評払拭のため、「復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針」及び「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、県外学校の教育旅行での活用のほか、海外を含め県外から多くの方が「コミュタン福島」を訪問するよう、国として、全国の教育関係機関等への周知や、海外に向けたPR等を行うこと。

### 35 帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業等による鳥獣被害対策

【復興庁、環境省】

#### (1) イノシシの捕獲の充実・強化

第3期福島県イノシシ管理計画の策定を踏まえ、国においても帰還困難区域における捕獲目標を明確化したうえで、最大限の捕獲に取り組むこと。

#### (2) イノシシ等に対する総合的な対策

帰還困難区域のイノシシが周辺地域へ影響を与えることがないよう、特定復興再生拠点区域周辺を含め、生息環境管理などの抜本的な対策を講じること。

#### (3) アライグマ等の住宅侵入対策の実施

アライグマ、ハクビシン等の生活環境被害防止のため、国が捕獲わなの設置等の対策強化を図ること。

### 36 指定管理鳥獣捕獲等事業等における予算確保等

【環境省】

#### (1) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る予算確保

本事業を継続して実施するために必要な予算を確保するとともに、原発事故の影響により指定管理鳥獣に出荷制限のある当県の実情を踏まえ、補助率を嵩上げすること。

#### (2) 捕獲個体の処分に係る施設整備と予算確保

イノシシなどの捕獲個体の処分に苦慮している当県の実情を十分に踏まえ、処分方法の確立に対して支援を行うとともに、処分に必要な予算を確保すること。

#### (3) 総合的な対策

捕獲のみならず、生息環境管理や被害防除とあわせて総合的な対策も講じられるような新たな補助メニューを創設し、必要な予算を確保すること。

### 37 狩猟によるイノシシ捕獲支援事業の予算の確保

【復興庁、環境省】

捕獲圧を支えている狩猟者について、原発事故の影響により、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しいため、国として狩猟によるイノシシ捕獲に対する助成を行うこと。

### 38 ツキノワグマによる生活環境被害対策

【環境省】

人里や市街地への頻繁な出没など、ツキノワグマの生態の変化による人身被害等の生活環境被害を防ぐため、新たな事業を創設し、必要な予算を確保すること。

### 39 尾瀬におけるニホンジカ対策の強化

【環境省】

- (1) 尾瀬におけるニホンジカの効率的・効果的な捕獲の検討  
尾瀬の植生に甚大な被害を及ぼしているニホンジカについて、国として核心地区の捕獲の強化を図るとともに、周辺地区も含めた尾瀬全体の効率的・効果的な捕獲手法を検討すること。
- (2) 尾瀬における保全地区の対策強化  
御池田代など、食害の著しい場所について、国が防護柵を設置するなど被害防止対策を強化すること。
- (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の予算確保  
効果的捕獲モデルや技術開発等のため効果的捕獲促進事業について、十分な予算を確保すること。

### 40 尾瀬国立公園尾瀬沼園地再整備事業の促進

【環境省】

令和2年度の尾瀬沼ビジターセンター完成後も継続して旧ビジターセンターの撤去及び跡地のデッキ工など再整備が必要であることから、引き続き必要な予算を当初予算で確保すること。

## 41 自然公園等整備事業等における予算確保等

【環境省】

多くの当県管理公園施設が老朽化による更新時期を迎えており、国立公園等の豊かな自然環境の保全と、利用者が安全かつ快適に自然を体験できるよう、公園利用に必要な施設の整備及び長寿命化対策に要する予算を十分に確保すること。特に、火口付近における避難小屋の噴石対策は直接人命に関わるため、早急に対策が図れるよう予算を確保すること。

また、廃屋等の撤去のため、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の十分な予算を確保するとともに、要件を緩和し地方公共団体の支援を行うこと。

## 42 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境保全

【環境省】

### (1) 水質環境基準の見直し

湖沼等の水質汚濁に係る環境基準となっている「大腸菌群数」を、湖水等のふん便汚染を的確に捉える「大腸菌数」に見直すこと。

### (2) 水環境保全対策等に係る調査研究の実施

現在県が取り組む猪苗代湖の水質悪化メカニズムの解明や今後の水環境保全に関する対策等について、国立環境研究所においても県と共同して調査研究に取り組むこと。

## 43 災害廃棄物等の処理に係る支援

【環境省】

### (1) 災害廃棄物等の広域処理体制の構築等

災害廃棄物処理を円滑に進めるため、あらかじめ地域ブロック内及びブロックを越えた広域圏において、発災時の支援・被支援自治体をマッチングしておくなど、被災自治体をサポートするために確実に機能する広域処理体制を構築すること。

また、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、災害廃棄物を自区域内で処理し、生活ごみを広域的に処理する場合においても、追加的に発生する経費に対して財政支援を行うなど、地域の実情に応じた柔軟な支援を行うこと。

### (2) 災害等廃棄物処理事業費の補助対象の拡充

仮置場等における安全性を確保するため、夜間警備に係る委託料を補助対象とするとともに、災害廃棄物処理の委託業務における施工管理の適正化を図るため、委託業務に係る諸経費を補助対象とするなど、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に必要なとなる経費については補助対象とすること。

## 44 PCB廃棄物の処分期間内の確実な処理

【環境省】

### (1) PCB廃棄物処理に係る法規定等の周知

PCB廃棄物の処分期間内の確実な処理のため、PCB廃棄物やその処分の仕組み、関係者の責務等について認知度を高めるための広報を更に強化すること。

### (2) 県に対する財政支援の拡充

県が実施する処理促進のための事業への補助制度を設けるなど、財政支援を拡充し、必要な予算を確保すること。

## 45 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【復興庁、環境省】

### (1) 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理

対策地域内廃棄物及び指定廃棄物については、国の責任において処理を安全かつ確実に実施すること。

また、廃棄物の不適切な管理及び処理の事案が発生していることから、適切な管理と再発防止の徹底に努めること。

### (2) 8,000ベクレル/kg以下の廃棄物の処理

廃棄物の処理を円滑に進めるため、積極的な情報の開示や説明会の開催等により、県民の理解促進に努めること。

### (3) 帰還困難区域から発生する廃棄物の処理

特定復興再生拠点区域を始めとする帰還困難区域から生じる廃棄物の処理については、インフラ整備等の事業活動によるものも含めて、国が責任をもって確実に対応すること。

## 46 新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴う交通事業者の減収に対する支援

【国土交通省】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う利用者の減少等により、交通事業者の経営は非常に厳しい状況にあることから、社会機能維持のために地域の公共交通を担っている交通事業者が安定して事業を継続していくためのさらなる支援や財政措置を講じること。

## 47 地域間幹線系統確保維持費補助金における補助メニューの拡充

【国土交通省】

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金において、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業者の減収を鑑み、令和2年度においては、計画値と実績値の乖離部分についても補助対象とすること。

また、車両購入費に対して、一括補助を行うなどの財政措置を講じること。

#### 48 医師確保計画の実効性向上への支援

【厚生労働省】

東日本大震災及び原子力災害から9年を経過した現在、復興に伴い日々新たに増えている課題に対処していく必要があるほか、県土の多くを過疎・中山間地が占めている当県において、県民が安心して医療を享受できるよう医療提供体制の確保を図っていく必要がある。

このような中、当県では、令和2年3月策定の「福島県医師確保計画」に基づき、全国順位の下位3分の1を脱するために必要な医師数446名の確保に向け、医師確保対策に努めなければならない。

医師の絶対数が少ない当県が行える医師確保策には一定の限度があることから、国は、都道府県域をまたぐ医師の地域偏在・診療科偏在解消に向けた仕組みづくりを行うなど、都道府県が行う医師確保対策の実効性の確保に向けた支援策を講じること。

#### 49 被災者見守り・相談支援事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

仮設住宅や復興公営住宅等での避難生活が長期化している方や帰還した方に対し、今後も生活支援相談員による継続的な支援が必要であることから、令和3年度においても引き続き必要な予算を確保すること。

また、復興・創生期間終了後も中長期的な対応が必要であることから、本格的な復興・再生に向け当該事業による被災者支援を継続するとともに、生活支援相談員が複数年雇用できる基金化の実現に取り組むこと。

#### 50 高齢者等サポート拠点運営事業

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除区域に設置されている高齢者等サポート拠点の運営に関して、介護保険事業の提供体制が回復されるまでの間、必要かつ十分な財政支援を継続すること。

## 51 社会福祉施設等の復旧に向けた支援

【復興庁、厚生労働省】

原発事故による避難の長期化により事業再開ができない社会福祉施設等に対し、復旧に着手できる時点で社会福祉施設等災害復旧費補助金が適用できるよう財政支援を継続すること。

## 52 避難地域の介護サービス提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除地域では高齢者の帰還割合が高くなっており、住民が安心して帰還できるためには介護提供体制の再構築が必要不可欠であるが、当該地域ではいまだに深刻な介護人材不足により必要な介護サービスが十分に提供されない状況にある。

平成30年度から新規又は拡充の措置が講じられた下記事業については、人材確保の成果が出て、介護保険施設の定員の確保がなされるまでには相当な時間を要することから、復興・創生期間終了後も含め、引き続き十分な財源措置を継続すること。

### (1) 被災地における福祉・介護人材確保事業

- ① 研修受講費・就学準備金の貸与及び住まいの確保支援等
- ② 県内外の社会福祉法人等からの応援職員に対する給与差額、赴任、通勤等に係る経費支援

なお、さらに被災地における介護人材確保を図るため、被災地に中堅介護職員の就労を支援する取組や、相双地方の方が介護福祉士養成施設への就学を支援する取組について、本事業で実施できるよう補助メニューに追加すること。

### (2) 経営環境が整うまでの緊急避難措置としての運営費の支援

- ① 避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設に対する運営費支援
- ② 避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対する運営費支援

## 53 福祉人材の処遇改善制度の創設

【復興庁、厚生労働省】

浜通りや避難指示区域等を含む地域では、原発事故の影響により、福祉・介護施設等従事者は東日本大震災後大幅に減少しており、県内での人材確保が困難な状況にあることから、事業者を支援するため、これらの地域においては、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」に加えて、特例措置として全額国庫による賃金手当制度を新設すること。

## 54 福島県立医科大学医学部定員増の恒久化

【文部科学省】

当県では、原子力災害等の影響により医療提供体制がより深刻な状況であるほか、厚生労働省が令和元年12月に示した医師偏在指標では全国ワースト5位の「医師少数県」に位置付けられるなど、依然として厳しい状況が続いている。

この状況の下、文科省では、2020年度の臨時増員計画による地域枠の定員を、2019年度比で計77名減少することを公表するなど臨時定員増を削減していく方向であり、仮に同大学医学部の臨時定員増45名枠が削減されてしまうと、令和2年3月に策定した福島県医師確保計画に掲げる確保すべき医師数の目標達成が困難になることは明らかである。

ついては、現在、期限付きで認められている福島県立医科大学医学部定員増の恒久化措置を図ること。

## 55 地域医療介護総合確保基金

【復興庁、厚生労働省】

国においては、平成26年度から地域医療介護総合確保基金により、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めることとしているが、当県は、深刻な人材不足にあるなど地域医療及び介護の提供体制が一段と脆弱化している状況にあり、これらの人材確保の対策が必須の課題となっている。

こうした当県の特殊な地域事情を十分に考慮し、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう制度の見直しを図るとともに、円滑に基金事業を実施する上で支障とならないよう交付手続きの迅速化を図ること。

また、各事業の区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとすること。

さらに、例年、夏頃の内示時期を待って事業に着手できる状況であり、市町村より早期の内示を要望されていることから、円滑に基金事業を実施する上で支障とならないよう交付手続きの迅速化を図ること。

## 56 地方単独医療費助成制度による国庫負担金の減額措置の廃止

【厚生労働省】

地方単独事業により医療費助成を実施した場合の国保の国庫負担金等の減額措置について、子どもの医療費は、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成の減額調整措置を行わない(平成28年12月22日の厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)こととする見直しが行われたが、年齢など条件を付さず早急に減額措置を廃止すること。

併せて、減額措置制度そのものについても廃止すること。

## 57 国民健康保険における財政支援

【厚生労働省】

今回の国保改革に係る国費の追加財政支援(約3,400億円)は、令和3年度以降も都道府県及び市町村の国保財政運営の安定化のため着実に実施すること。

## 58 地域生活支援事業費等補助金の十分な財政措置

【厚生労働省】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業については、地域の実情やニーズに応じた事業実施が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

## 59 がん対策の充実

【厚生労働省】

### (1) アピアランスケアに対する助成制度の創設

がん患者が治療と就労や社会参加を両立できるよう、ウィッグ等の補整具購入費を助成する制度を創設すること。

### (2) 妊孕性温存治療に対する助成制度の創設

A Y A世代のがん患者が行う妊孕性温存治療については保険適用がなく、経済的負担が大きいため、希望を持ってがん治療に取り組めるよう、当該治療費を助成する制度を創設すること。

### (3) 20歳から40歳未満のがん患者等の在宅療養生活に対する支援制度の創設

20歳から40歳未満のがん患者や、18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていないがん患者について、患者や家族の経済的負担を軽減しながら住み慣れた地域社会で療養生活を送ることができるよう、当該世代に対する医療費助成や介護保険サービスと同等の支援制度を創設すること。

## 60 少子化対策（結婚支援）の財政支援

【内閣府】

当県の20～49歳の未婚率(平成27年)は、男性46.1%、女性32.8%で、平成22年と比べると男女とも2ポイント以上上昇しており、特に男性の未婚率は全国平均を初めて上回った。

また、平均初婚年齢(令和元年)は、男性30.9歳、女性29.0歳と全国平均(男性31.2歳、女性29.6歳)よりも低いものの年々上昇基調にあるほか、20歳代前半の女性人口の減少率が△25.0%と全国平均(△4.1%)を大きく上回っており、未婚化・晩婚化、ひいては少子化進行の大きな要因となっている。

国においては、未婚化・晩婚化対策を最重要課題と受け止め、県、市町村等が地域の実績に応じて意欲的に取り組む結婚支援について、十分な効果を上げられるよう、長期的かつ安定的な予算を確保すること。

## 61 保育人材の確保・定着に向けた財政支援

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

待機児童解消の取組を強化するため、「子育て安心プラン」により保育の受け皿整備を前倒しするとしているが、施設整備に伴い必要となる保育士の確保については、公定価格の底上げを図るなど保育士の給与改善を更に進めるよう、国が責任を持って対処すること。

また、保育所等の処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、算定の誤りに繋がること懸念されるため、制度の簡素化を図ること。

## 62 施設整備に関する制度の一元化と財源確保

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があり、特に、双方に申請が必要な認定こども園については、災害復旧申請時など、同じ施設でありながら基準が異なっており、当県及び市町村ともに事務執行に支障をきたしていることから、文部科学省分の補助率を厚生労働省と同一に引き上げるとともに保育の実施主体である市町村への直接補助に統一した上で、保育所を含めた保育施設全般に係る事務の所管を内閣府に一元化し十分な予算を確保すること。

## 63 放課後児童クラブの運営体制の充実

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

放課後児童クラブについては、国の交付金における補助基準額全体のかさ上げを行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、密集性や密接性を回避する観点から、広い施設に移転する場合に支援策を設け、環境の充実を図ること。

また、放課後児童クラブの運営を担う放課後児童支援員については、処遇改善等加算の要件の緩和などにより更なる処遇改善を進めること。

## 64 母子の健康支援

【環境省】

当県では、いまだに放射能の健康影響に関する不安があるため、放射線の健康影響対策として取り組んでいる相談事業を継続して実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

## 65 不妊治療支援の充実

【厚生労働省】

特定不妊治療については、1回当たりの助成額の充実や助成回数  
の拡充、所得制限の緩和を図るとともに、医療保険制度を適用すること。

## 66 ひとり親家庭への支援策の充実

【厚生労働省】

### (1) ひとり親家庭への医療費助成制度の創設

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、安心して医療機関を受診することができるよう、国においてひとり親家庭の医療費助成制度を創設すること。

### (2) 児童扶養手当の一部支給停止の廃止

支給開始から5年等満了後に手当額の1/2を支給停止とする「一部支給停止」の取扱いは、支給対象者の困窮化を招くことはもとより、支給停止及び支給停止の除外に係る事務が煩雑であり、受給資格者及び支給機関双方の負担が大きいことから廃止すること。

### (3) 就業支援の充実

ひとり親世帯の自立のために、ひとり親が安心して資格・技能の取得に専念できるよう、高等職業訓練促進給付金事業等の就業支援を更に充実させること。

## 67 すべての子どもを対象とした医療費助成制度の創設

【厚生労働省】

安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国においてすべての子どもを対象にした医療費助成制度を創設すること。

## 68 避難地域等における幼児期の教育・保育環境の充実

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省】

原子力災害による避難地域における教育・保育施設については、今後更に帰還が進むよう魅力ある教育・保育の環境を整備することが求められていることから、整備に必要な予算を、復興・創生期間終了後も、引き続き十分確保すること。

また、子育て世代の帰還を促すため、町村が特色ある施設整備ができるよう効果促進事業の枠組みを引き続き継続すること。

**69 飲料水の放射性物質モニタリング検査にかかる財源の確保**  
**【消費者庁】**

「復興・創生期間」後も飲料水の放射性物質のモニタリング検査等にかかる費用の財政支援を講じること。

**70 水道事業の災害復旧の対象の拡充**  
**【厚生労働省】**

浸水により被災した水道施設の災害復旧において、浸水水位までの防水措置（止水壁の新設やかさ上げ、防水扉の新設、電気機械設備のかさ上げ）も対象とすること。

**71 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続**

**【中小企業庁】**

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金や商工会館等施設等災害復旧支援事業）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の見直しに伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれる。また、津波浸水地域3市町においては、原発事故により試験操業の影響を強く受けている水産関連事業者や人材不足・資材高騰など震災の影響により復興が遅れている事業者が想定されることから、令和3年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

**72 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の予算確保**

**【復興庁、中小企業庁】**

原子力災害で被害を受けた中小企業等が事業を継続・再開するため、中小企業等グループ施設等復旧整備に係る補助金の自己負担部分に利用できる当貸付金についても、補助金と連動した予算措置を行うこと。

**73 東日本大震災緊急保証の継続**

**【中小企業庁】**

東日本大震災による著しい被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、東日本大震災復興緊急保証を令和3年度以降も継続して実施すること。

**74 特定地域中小企業特別資金の継続**

**【復興庁、中小企業庁】**

原子力災害により移転を余儀なくされた中小企業等が事業を継続・再開するため、特定地域中小企業特別資金の貸付を令和3年度以降も継続すること。

## 75 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業の拡充 【中小企業庁】

小規模事業者は人口減少やグローバル化などの影響を受け、取引先減少や経営者の高齢化による経営資源の散逸等の課題があり、新たな販路開拓や生産性向上、事業承継等への対応が求められており、小規模事業者が商工会・商工会議所等と一体となって進める販路開拓や生産性向上の取組への支援については、引き続き高い需要が見込まれることから、令和3年度においても十分な予算を確保すること。

## 76 放射線量測定指導・助言事業の継続 【復興庁、経済産業省】

今年度同事業により実施されている、工業製品の放射線量の測定・指導・助言を今後も実施するため、令和3年度以降も当該事業を継続するとともに十分な予算を確保すること。

## 77 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業の継続 【中小企業庁】

平成24年度補正予算から始まった、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資などを支援する補助金、通称“ものづくり補助金”については、中小企業等の製品開発等に非常に有効であるため、令和3年度も継続して実施すること。また、被災地域の産業復興を促進するため、被災地域の企業・事業者を優先的に採択すること。

## 78 公設商業施設の安定的運営への支援

【経済産業省】

避難地域12市町村が設置する公設商業施設は、帰還する住民や帰還した住民にとって、生活に必要な買い物の場や交流の場として重要な役割を果たしているが、住民及び小売業者の帰還が十分に進まない状況の中、将来にわたり安定的な運営を維持していくことが大きな課題となっている。

住民の買い物環境を確保するとともに、住民及び小売業者の更なる帰還を促進するため、公設商業施設の運営を支援するための予算の確保を含め、安定的運営のための十分な支援を行うこと。

## 79 情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）への運営補助の継続

【厚生労働省】

令和2年度政府予算において継続が認められた情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）のコンピュータリース料に要する経費に係る補助について、令和3年度以降も同様の内容で補助を継続すること。

## 80 「技能者育成資金融資制度」の更なる改善

【厚生労働省】

「技能者育成資金融資制度」は、日本学生支援機構の奨学金に比べ、金利が高く融資金額が低いなど利用しにくいことから、金利の引き下げや融資金額の増額、手続きの簡素化などの見直しを行うこと。

また、日本学生支援機構と同様の「給付型奨学金」を、公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）の訓練生を対象とした「技能者育成資金融資制度」に導入すること。

## 81 二重債務問題解決のための支援の継続

【復興庁】

原子力災害という特殊な事情から風評等の影響が継続しており、支援決定事業者の売上等が震災前の水準に回復していない現状があることから、東日本大震災事業者再生支援機構による管理債権の管理及び経営改善計画策定支援については、復興・創生期間後も引き続き中長期的に行うこと。

## 82 起業・創業促進のための環境整備

【復興庁】

避難地域12市町村においては起業・創業を支援する体制が十分でないことから、創業支援機関や行政機関等の連携体制を構築し、起業家の掘り起こしや試行的な創業、起業前から起業後までを総合的に支援するトータルコーディネーターの設置等に必要な予算を確保すること。

## 83 免税手続きの電子化への移行

【観光庁】

地域の消費拡大を図る上で、免税取扱店の拡大は必須であることから、新たに電子化システムを整備する場合、広く助成が受けられるよう既存制度の拡充や新たな補助制度を創設するとともに、事業者への支援制度の周知を図ること。

84 放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援の継続  
【内閣府、復興庁、農林水産省】

科学的裏付けに基づく安全な農林水産物の生産を継続するため、復興・創生期間以降も放射性物質除去・低減技術の開発を継続していく必要があることから、令和3年度の十分な予算を確保すること。

〔必要な取組〕

- ・特定復興再生拠点での高リスク土壌への対策、除染後農地の地力回復技術の確立
- ・特定復興再生拠点区域内の農地における放射性物質の挙動把握、安全な農産物を生産するためのカリ含量を一定水準に維持する技術の確立
- ・汚染されたコナラ林をキノコ原木用として利用するための吸収抑制技術の確立
- ・水産物の安全性を科学的に証明するための放射性物質濃度予測手法や除去技術の確立 等

## 85 被災12市町村における営農再開加速化のための農地中間管理事業の効果的な活用

【農林水産省】

被災地域の営農再開を加速していくためには、担い手等の効率的な営農体制確立への支援はもとより、外部参入などの新たな担い手も確保し、集約された農地での営農活動の推進が重要である。

とりわけ、農地中間管理事業は農地集約のための主要施策であり、被災地域における担い手への農地集約を加速していくため、以下の措置を講じること。

### ○ 避難指示解除地域等における機構集積協力金の支援拡充等

担い手への集約を加速的に推進する必要がある避難指示解除地域等は、営農再開率が約3割と、本事業の活用は一部にとどまっていることから、地域集積協力金を従前と遜色ない水準とするため、中山間地域の交付基準（機構活用率）を適用するとともに、10,000円/10a程度上乗せすること。併せて、経営転換協力金の単価の縮減を行わず令和3年度の単価を令和5年度まで維持すること。

## 86 農業次世代人材投資事業の安定的な実施

【農林水産省】

本事業は、支援対象者に直接給付金が交付されるため、新規参入者のチャレンジ精神を高揚させるとともに、就農後の定着を促進させるために有効な事業であることから、引き続き、安定的かつ継続的に事業を実施すること。

- (1) 産地（市町村）では、本事業の活用を通して新規就農者の育成・確保・定着の取組が整いつつあるところであり、本事業による支援を継続するとともに、頻繁に行われる制度改正により、取組が停滞することのないよう、改正に当たっては早期の事前周知及び猶予期間を設けること。
- (2) 支援対象者の不安や事務手続きの混乱が生じることがないように、年度当初に県要望額どおりの予算を配分すること。

**87 実質化された人・農地プランの作成に向けた支援拡充**  
**【農林水産省】**

**(1) 人・農地問題解決加速化支援事業の増額予算措置**

市町村の人・農地プラン実質化に向けた取組を支援するため、補助上限額（1市町村当たり100万円）を撤廃するなど、人件費の増額等に対応した措置を講じること。

**(2) 人・農地プランの実質化に向けた支援期間の延長**

実質化された人・農地プラン作成期間を延長するとともに、人・農地プラン実質化に向けた地域の話し合いを実施する期間確保のため、補助事業による支援期間を令和3年度以降も継続すること。

**88 鳥獣被害対策における人材の確保に向けた支援充実等**  
**【農林水産省】**

**(1) 鳥獣被害対策に係る人材の確保・育成に向けた基準等の策定**

市町村・団体等が鳥獣被害対策の中核を担う人材を円滑に確保できるよう、資格制度等を創設すること。

**(2) 鳥獣被害防止に係る人材確保のための事業創設**

市町村が野生鳥獣の管理に関する専門的な知識を有する職員を配置するための支援策を、鳥獣被害防止総合対策交付金の事業メニューに新設すること。

## 89 農林水産物の安全確保と風評対策（ふくしま県GAP及び第三者認証GAP取得への支援）

【復興庁、農林水産省】

放射性物質対策を基準項目とする「ふくしま県GAP（FGAP）」は、当県特有の課題である原子力災害に対応し、普及指導員等の支援で審査期間も短く、農家が取り組みやすい不可欠な制度であり、国が進めようとしている国際水準GAP導入に向けた基盤づくりとしての活用も図れることから、FGAP制度に対する支援の継続と必要な予算を確保すること。

更に、第三者認証GAP取得への支援及び消費者や実需者に対するGAPの認知度向上、認証農産物の販路開拓などへの支援を継続すること。

## 90 農業経営の復旧・復興のための金融支援

【復興庁、農林水産省】

### (1) 農業経営の復旧・復興のための金融支援の継続

財特法特例、最長18年間の無利子化措置や無担保・無保証人での融資措置について継続すること。

### (2) (1)に係る対象者の拡大

原子力被災12市町村においては、現地での営農開始が重要であることから、新規・転入就農者についても現在の対象者に準じた優遇措置を講じること。

### (3) 県単独事業に係る震災復興特別交付税の充当

当県独自の農業制度資金に係る融資機関への利子補給及び農業信用基金協会への補助等の費用について、農業者の償還が終了するまで震災復興特別交付税を充当すること。

## 91 農福連携支援事業の継続・拡充

【農林水産省】

農福連携を面的な取組として拡大していくためには、農業側と福祉側をコーディネートする体制の強化が必要であることから、農山漁村振興交付金（農福連携対策（都道府県支援事業））を令和3年度以降も継続し、補助上限額を撤廃又は引き上げた上で、十分な予算を確保すること。

## 92 6次産業化に係る予算の確保等

【農林水産省】

6次産業化を力強く推し進めるため、事業者による新商品開発・施設整備、人材育成、サポートセンターなどの支援に係る交付金等について、十分な予算を確保すること。

併せて、6次化サポートセンターの設置・運営に係る事業については、地域の実情に即した柔軟な運用を可能とすること。

## 93 輸入規制撤廃へ向けた働きかけの強化と関連予算の確保

【復興庁、外務省、農林水産省】

依然として原発事故による農林水産物等の輸入規制を措置している国・地域に対し、科学的根拠に基づく安全対策を周知し、早期に規制措置を撤廃するよう一層強く働きかけるとともに、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

また、輸出の回復・拡大を図るために必要な関連予算を確保すること。

## 94 東日本大震災農業生産対策交付金の継続

【復興庁、農林水産省】

東日本大震災により甚大な被害を被った当県農業の着実な振興を図るためには、農業生産力や農畜産物の販売力の回復が不可欠であることから、令和3年度以降も以下の事業について、本交付金（もしくは同様の支援）を継続するとともに、震災復興特別交付税による負担軽減措置も継続すること。

- ・ 農地生産性回復に向けた取組
- ・ 生産関連施設の整備
- ・ リース方式による農業機械の導入
- ・ 家畜改良体制の再構築
- ・ 自給飼料生産・調製再編の支援
- ・ 放射性物質による健康不安の解消対策 など

## 95 強い農業・担い手づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業の予算確保

【農林水産省】

当県の農業を持続的に発展させるためには、産地の基幹となる集出荷施設や乾燥調整施設の機能向上や園芸用栽培施設の加速的な導入、省力化のための農業機械等の導入を図る必要があることから、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）及び産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）について、本支援対策の継続と要望地区全てにおいて事業が実施できるよう、整備事業を中心に十分な予算を確保すること。

(1) 法人化・共同化酪農の支援

法人化や共同作業による規模拡大を目指す酪農経営体に対し、乳用初妊牛の導入や自家保留経費を支援すること。

(2) 酪農経営形態の変革を支援

次代を担う酪農後継者の経営・技術の能力向上及び原発事故の影響による生乳生産量減少の回復のため、酪農後継者が組織する団体が実施する経営研修、牛群検定実践研修などの開催経費を支援すること。

(3) 畜産企業誘致による生産基盤強化

当県への畜産企業進出を促進し、畜産生産基盤の再生、畜産産出額の拡大、雇用の創出を図るため、県内への参入を指向している企業に対して、経営再開あるいは新規参入を積極的に働きかけるための取組を支援すること。

(4) 繁殖雌牛生産基盤の強化

規模拡大を目指す繁殖経営に対し、繁殖雌牛導入の支援を強化すること。

(5) 肉用牛一貫経営移行の強化

一貫経営への転換を図る肥育経営に対し、繁殖雌牛導入の支援を強化すること。

## 97 大規模畜産経営を支える省力的飼料生産・供給体制の構築 【復興庁、農林水産省】

当県畜産業の復興の加速化に向け、高品質な自給飼料の安定供給や省力化に向けた放牧の導入が図られるよう、東日本大震災農業生産対策交付金等において、以下の対策を講じること。

### (1) ICT等を活用した省力・効率的栽培体系の確立と安定供給体制の整備

新技術導入、生産履歴管理対策に向けた関連機器等、高品質粗飼料生産体制を進めるための総合的なメニューを創設すること。

### (2) ICT等を活用した放牧による省力化支援

国・県が開発した放牧実証事例をもとに、ICT（例 遠隔監視システム）等活用による省力化放牧地整備に係るメニューを創設すること。

## 98 肉用牛肥育農家への経営支援 【農林水産省】

当県肉用牛肥育農家の経営安定を図るため、以下の対策を講じること。

### (1) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（通称：牛マルキン）の運用改善

肉用牛肥育経営安定交付金制度（通称：牛マルキン）の運用にあたっては、地域の実態に合わせた制度運用を図ること。

### (2) 当県肉用牛肥育農家への新たな支援

当県肉用牛肥育農家の現状を踏まえ、肥育素牛の導入支援など新たな支援策を講じること。

## 99 栽培漁業再開に向けた支援

【復興庁、水産庁】

### (1) 種苗放流支援事業の継続

種苗生産体制の再構築及び漁業者等の負担による栽培漁業の体制が整うまでの間、引き続き、種苗放流に取り組めるよう「被災海域における種苗放流支援事業」による中長期的な支援を継続すること。

### (2) 持続的なサケ増殖事業に必要な技術的な支援

サケ来遊数の大幅な減少要因の解明と回帰率向上につながる種苗生産・放流技術の開発を行うとともに、引き続き増殖団体への技術指導を行うこと。

## 100 水産業復旧・再開関連事業の継続

【復興庁、水産庁】

水産業の再生のために必要な以下の事業について予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

- ・ 漁場復旧対策支援事業
- ・ 加工原料等安定確保支援事業
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
- ・ 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業
- ・ 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業
- ・ 漁業制度資金利子補給事業
- ・ 漁業・養殖業復興支援事業

## 101 避難指示・解除区域における農業水利施設の維持管理制度等の創設

【復興庁、農林水産省】

営農が再開し賦課金が徴収出来るようになるまでの間、土地改良区の運営を支援するため、幹線・支線用水路について、国・県・市町村・土地改良区の役割分担の見直しを行い、ダム管理の国庫補助率の拡充等、農家負担を求めない土地改良施設維持管理制度を創設すること。

更に小用水路については、点在するほ場へ用水を安定して供給するため、多面的機能支払交付金の交付額算定で、水路延長を加味する特例措置を設けること。

## 102 ため池の防災・減災対策にかかる定額措置の延長

【農林水産省】

耐震性調査等（農村地域防災減災事業）及びハザードマップ作成（農業水路等長寿命化・防災減災事業）の定額措置について、ため池実施計画の最終年度の令和5年度まで延長すること。

## 103 農業水利施設の維持管理に関する支援の拡充

【農林水産省】

近年頻発している渇水や洪水の激甚化に的確に対応するため、基幹水利施設におけるきめ細やかな対応が必要となっていることから、国営造成施設を対象とした各管理事業の補助対象経費及び補助率について、制度の拡充を図ること。

また、県営及び団体営で造成された農業水利施設の管理について、国営造成施設と同様に国庫補助事業による支援制度を創設すること。

#### 104 日本型直接支払制度の予算確保

【農林水産省】

農業・農村の多面的機能を維持・発揮するため、活動組織が多面的機能支払や中山間地域等直接支払を活用できるよう、予算を十分に確保すること。

#### 105 人口減少・高齢化の進行に対応する日本型直接支払制度の拡充

【農林水産省】

高齢化・過疎化の進行により、共同活動の継続が困難になってきている地域において、地域外からの新たな労力確保や近隣地域からの労力補完のための先進的な取組を支援するための制度を拡充すること。

#### 106 荒廃農地の利活用に向けた支援の拡充

【農林水産省】

荒廃農地を担い手に集積して利活用する場合、農地の再生が必要となるが、小規模な再生が可能となる唯一の国庫補助事業である日本型直接支払制度において、伐採や抜根を行うことにより、利活用可能となる荒廃農地の再生に要する経費に対する新たな加算措置を講じること。

#### 107 国営土地改良事業の予算確保及び確実な事業採択

【農林水産省】

国営かんがい排水事業継続地区（会津南部・会津北部）の予算を十分に確保するとともに、令和3年度に国営施設応急対策事業新規地区（母畑・雄国山麓）の確実な事業採択を行うこと。

## 108 路網整備に係る予算の確保

【復興庁、林野庁】

森林・林業の再生に必要な林業専用道を整備するため、中長期的な予算を確保するとともに、県や市町村負担分の震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

また、林業専用道等の路網整備計画立案に必要な航空レーザ計測についても、予算の確保及び震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

## 109 バーク処理に関する支援

【内閣府、復興庁、林野庁、経済産業省、環境省】

### (1) 放射性物質の影響を受けたバークの処理や利用再開に向けた支援の継続

木材加工業者等へのバーク処理経費の一時貸付に関する支援及び有効利用に向けた検証費用等についての支援を継続すること。

### (2) 新規事業もしくは事業規模拡大によって生じるバークの処理に関する支援

現在、東京電力が賠償対象外としているバークの廃棄物処理経費等について、財政的支援を継続するとともに、処理方針を早期に示すよう東京電力に強く働きかけること。

また、賠償が困難なバークの処理について、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（県財源名：県民健康管理基金（農林除染勘定））を継続して活用できるようにすること。

## 110 きのこと原木の安定確保及び栽培きのことにおける生産資材の継続支援

【復興庁、林野庁】

### (1) きのこと原木の安定確保に向けた調査への支援

県内の広葉樹林において、各地域の汚染状況を調査し、きのこと原木が生産可能な林分の分布や供給可能量を推定する調査を継続して支援すること。

### (2) 生産資材の調達における継続支援

栽培きこの生産については、未だ震災前の状況に回復していないことから、原木やおが粉などの生産資材の調達を支援するための事業を継続すること。

## 111 野生きこの等の出荷制限の解除

【厚生労働省、林野庁】

(1) 野生きこの・山菜は地域の貴重な資源であることから、地域振興のためには、出荷が制限されている品目でも、非破壊検査機器等で測定し基準値を下回っていることが確認された場合は出荷を認めるなど、出荷再開に向けた制度の見直しを検討すること。

(2) 出荷制限解除に向け、効率的に検査できるよう、食品用非破壊検査機器を使用することについて検討すること。

(3) 上記検査に必要な食品用非破壊検査機器の技術的な検討を速やかに進め、機器の整備を進めること。

## 112 海岸防災林造成事業に係る予算の確保

【復興庁、林野庁】

東日本大震災の津波により約6割が消失した海岸防災林は、人命や財産などを守るために不可欠であり早期復旧が求められているが、防潮堤等の沿岸最前線の工事が完了しなければ盛土工事が実施できないことや、事業区域内に環境省所管の仮設焼却施設等が現在も稼働していることから、4地区（浪江、小高、双葉、富岡）について令和2年度内の完了は困難な状況となっている。

このため、事業完了に至るまでの年度予算及び全体計画事業費を確保するとともに震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

## 113 農業系汚染廃棄物処理に係る支援

【内閣府、復興庁、環境省】

復興、環境再生、営農再開を進めるためには、農業系汚染廃棄物の処理及び一時保管場所の原状回復等を確実に早急に行うことが必要であることから、令和3年度以降も県民健康管理基金（放射線量提言対策特別緊急事業）を財源とした農業系汚染廃棄物の処理等を行う事業を継続して実施できるようにすること。

## 114 鳥獣被害対策を強化するための財源確保

【内閣府、復興庁、環境省】

近年、中山間地域を中心に有害鳥獣による農作物等被害が拡大傾向であり、特に大きな被害が発生しているイノシシや急速に生息域を拡大しているニホンジカについて、市町村が行う鳥獣の捕獲等、集落ぐるみの総合的な対策を継続して支援する必要があることから、令和3年度以降も県民健康管理基金（放射線量低減対策特別緊急事業）を財源とした取組を継続して実施できるようにし、十分な予算を確保すること。

## 115 地籍調査事業の予算の確保

【国土交通省】

地籍調査については、頻発する豪雨災害等への備えとともに、公共事業の計画的な実施に必要不可欠であるため、土地の境界確認に必要な人証や物証が失われる前の早期実施に向けて、必要な予算を十分に確保すること。

**116 放射性物質の影響を受けた建設副産物等への対応**  
**【復興庁、国土交通省、環境省】**

放射性物資を含む建設副産物等の処理方法および受入先について、中間貯蔵施設等への搬入や、民間処分業場への搬入に向けた連携調整など、引き続き協議調整を図ること。

**117 長期避難者に対する支援の継続**  
**【復興庁、国土交通省】**

**(1) 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業**

東日本大震災に加え、原子力災害による風評被害や人口減少等、多くの課題を抱え、厳しい状況にある被災地域の復興状況や被災者の生活再建状況等を鑑み、現行の支援水準の維持を図ること。

**(2) 建築確認申請等手数料の減免に対する財政支援**

特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料減免に対して、令和3年度以降も震災復興特別交付税の措置を講じること。

また、指定確認検査機関が行う相当数の建築確認申請等の手数料減免について、令和3年度以降も国庫補助を行うこと。

(1) 災害査定実施時期の延長や査定の簡素化等の措置の継続

避難指示区域内（旧避難指示区域を含む）はまだ査定が完了していない箇所（町）があるため、今後も災害査定実施時期の延長や査定の簡素化等の措置を継続すること。

(2) 令和元年東日本台風の災害復旧事業の推進に係る業務委託費等の確保

円滑な災害復旧事業の執行を図るために発注者支援業務委託等を実施する必要があることから、工事雑費算定率の嵩上げや業務委託費等に充当できる新たな委託費補助制度を設けるなど災害復旧制度の拡充を図ること。

(3) 災害関連事業の制度拡充

災害関連事業について、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川において堤防が決壊するなどの甚大な被災が生じた場合に、災害復旧事業費に対する改良費について、予算の上限を設定せず、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、制度拡充を図ること。

119 県民の安全・安心確保のための事業に対する財政支援  
【総務省、国土交通省】

(1) 県民の安全・安心確保のための事業の継続的予算の確保

県ではこれまで、県民の安全・安心確保のため、避難所や避難路を保全するための砂防関係施設の整備や流木対策等の土砂災害防止対策に着手し効果発現を図ってきた。これら事業の早期完了を図るため、防災安全交付金等において今後も継続的な予算確保を図ること。

また、復興創生期間の終了に伴う復興枠減、及び昨年度の東日本台風災害をはじめ近年頻発する土砂災害から生命と財産を安定的かつ継続的に守るため、予算の確保を図るとともに、県民の安全・安心を確保する取組について、地方負担を軽減するための措置を講じること。

(2) 「公共施設等適正管理推進事業債」の支援継続

令和3年度で終了予定の「公共施設等適正管理推進事業債（平成30年1月9日：総務省）」について、令和4年度以降も支援の継続と予算の確保を行うこと。

(3) 積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援

「積雪寒冷地特別域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画については、来年度以降も計画を策定し、持続可能な除雪体制及び必要な予算を確保すること。

また、近年の異常降雪や労務単価の高騰及び諸経费率の上昇によって道路除雪に関わる経費が年々増加傾向にあり、財源確保が喫緊の課題となっていることから、雪寒法で定める国费率に基づき、必要な除雪費を配分すること。

## 120 福島空港への支援

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、外務省、国土交通省、  
観光庁】

### (1) 福島空港の防災拠点等への位置づけ

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

### (2) 2021年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えての地方空港の利活用

オリンピック・パラリンピック東京大会の開催は、福島県の復興の状況や根強い風評を払しょくするための正確な情報を、全世界に発信する絶好の機会である。このため、国は大会期間中のオリンピック等関係飛来機の安全かつ円滑な受入れについて、福島空港を含む首都圏近隣地方空港の活用を進めること。

### **(3) 新型コロナウイルスの影響を受ける国内航空会社等に対する財政支援**

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経営状況が急激に悪化している国内航空会社は、就航路線の大幅な運休・減便を迫られるなど、かつてないほどの苦境に立たされている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。

県では、これまでも、路線維持対策として、空港使用料の減免により航空会社の負担を軽減しているが、新型コロナウイルスの影響が長引いている今般の情勢は、国内航空会社に対する更なる支援を必要としているとともに、空港を管理運営する事業者の経営や県の財政を圧迫する事態となっている。

このため、国は、苦境に立つ国内航空会社及び空港運営を担う事業者、県に対する経営改善のため、財政支援を始めとする必要な措置を講じること。

### **(4) 空港整備事業の財政確保**

今後の空港利用拡大に向けて、航空機が安全に活用できる基準を満たし、防災拠点としての役目を果たせる空港の整備に向けて、滑走路端安全区域（RESA）整備事業や誘導路舗装改良事業など、安定した財源確保に努めること。

### **(5) 「公共施設等適正管理推進事業債」における空港施設への適用拡大**

長寿命化事業に対して、「公共施設等適正管理推進事業債（平成30年1月9日：総務省）」により、対象は河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道が追加され、施設の修繕・更新が可能となったところであるが、施設の老朽化対策が急務である「空港施設」についても対象とすること。

**121 福島県の復興を牽引し「街なかのにぎわいと安全」を支える  
街路整備事業の財源確保**

**【国土交通省】**

街路は都市の骨格を形成し、都市の活動を支える役割に加え、都市防災機能など多面的な機能を有することから、計画的な整備に努めているが、事業費の減少が著しく、復興を支える都市活動の実現に支障を来している。

復興を加速化させようとしている当県に対し、十分な財源を確保すること。

**122 子ども・子育て環境に配慮したインフラ整備への支援**

**【国土交通省】**

**(1) 都市公園の利活用促進に向けた事業への支援について**

子育てしやすい都市づくりを推進するため、都市公園の利活用促進に向けた整備等に対する支援を充実すること。

**(2) 通学路や歩道等の安全確保に向けた事業への支援について**

子育てしやすい都市づくりを推進するため、通学路や歩道等の安全確保に向けた事業への支援を充実すること。

**123 福島新エネ社会構想の実現に向けたインフラ整備への支援**

**【復興庁、経済産業省、国土交通省】**

「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、水素拠点へのアクセス道路整備など、関連事業の支援について継続すること。

124 下水道事業の推進による水災害の防止と水環境の改善に向けた支援

【国土交通省、環境省】

- (1) **下水道の整備に関する財政支援を継続して実施**  
水災害の防止と水環境の改善に向けて、下水道の整備率向上に向けた財政支援を継続すること。
- (2) **下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実**  
県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。
- (3) **下水道施設の耐水化等リスク対応に関する財政支援の継続**  
浸水想定区域内に設置されている下水道施設の耐水化の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。
- (4) **下水道の広域化・共同化に関する財政支援の強化**  
下水道をはじめとする汚水処理事業の事業運営を効率化する広域化・共同化の取組をより一層促進するための財政支援を強化すること。
- (5) **県中浄化センターにおける下水道汚泥の処理**  
県中浄化センターに保管されている高濃度放射線に汚染された下水道汚泥をできる限り早急に搬出すること。

## 125 復旧・復興を推進するための施工確保対策への支援

【総務省、国土交通省】

### (1) 復旧復興事業における施工確保

大規模な復旧復興工事が最盛期を迎える中、引き続き、入札不調や施工確保への対策が必要であり、現在適用している復興係数については、復旧復興事業が完了するまで継続すること。

### (2) 自治法派遣職員による支援の継続

東日本大震災を受けた当県の復興は未だ緒に就いたばかりであり、今後も帰還困難区域内に残る災害復旧工事等の早期復旧に向けて、職員派遣による支援継続が必要となっているため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援について継続すること。

## 126 工業用水道施設整備補助制度の拡充

【経済産業省】

(1) 強靱化事業に係る工業用水道事業費補助金の予算を確保するとともに、補助メニューの拡充など補助制度の継続を図ること。

(2) 東日本大震災や令和元年台風第19号の被災地域に対して、工業用水道施設の整備に係る補助金の嵩上げ及び重点配分を行うこと。

127 福島イノベーション・コースト構想等を支える人材育成への支援

【復興庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

○ 小高産業技術高等学校への継続的支援

小高産業技術高等学校の、地域復興と福島イノベーション・コースト構想に寄与する人材の育成に向けた教育活動の充実を、継続的に支援すること。

128 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 少人数教育推進のための教職員定数の充実

学校現場を取り巻く課題が複雑化・困難化し、教職員が多忙化していることから、少人数教育のさらなる推進のため、30人程度学級編成による教職員定数等の一層の改善を計画的に実現すること。

(2) 公立小・中学校の施設整備の促進

市町村の建築計画が大幅な変更を余儀なくされる恐れがあるため、施設の老朽化に伴う環境改善を図るための「公立学校小中学校施設整備事業」に必要な財源は当初予算で確保し、早期に一括で事業採択すること。

## 129 子どもたちの健やかな成長を支える取組

【復興庁、総務省、文部科学省】

### (1) 学校給食の放射性物質検査の継続

児童生徒や保護者の学校給食に対する不安が払拭されていないため、学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について、財源措置を継続すること。

### (2) 部活動指導員やスクール・サポート・スタッフを活用するための予算の確保

教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるようにするため、「部活動指導員」や「スクール・サポート・スタッフ」を有効活用するための十分な予算を確保すること。

## 130 被災した文化財への支援

【復興庁、総務省、文部科学省、経済産業省、文化庁】

### (1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への支援の継続

復興事業に伴う埋蔵文化財調査のために、継続的に予算措置を講じること。

### (2) 被災した博物館資料の管理保管に関する予算措置

東日本大震災で被災した博物館資料の修理及び仮保管施設で管理保管するための予算措置を継続すること。

特に、大熊町・双葉町については、帰還困難区域の一部が避難指示解除されたものの、文化財の管理などを行う機能の整備を行う段階に至っておらず、資料帰還の時期について全くの未定であるため、町への返還が可能となるまで、継続的な予算措置を講じること。

## 131 教育委員会における障がい者雇用推進のための支援

【文部科学省】

全国都道府県の教育委員会の障がい者雇用については、令和元年6月1日現在、法定雇用率を達成したのは6機関のみとなっており、知事部局における33機関を大きく下回っている。また、障がい者雇用率（全体平均）も、知事部局の2.63%を大きく下回る1.87%である。この主な要因は、雇用者の大半を占める教員の障がい者雇用率が改善しないためである。

当県においても、教職員全体の約9割を占める教員の障がい者雇用率が1.48%と低い状況にある中（令和元年6月1日現在、全体：1.91%、教員以外（事務職等）：5.66%）、法定雇用率の達成に向け、これまで、教員採用試験において、実技試験の一部免除や手話通訳者の配置などの障がい者向けの特別選考を行い受験しやすい環境づくりに努めてきたが、受験者数が少なく、雇用を十分に確保できない状況が続いている。

教育というフィールドにおいても、障がい者が意欲を持って働ける環境を整えられるよう、支援すること。

### (1) 教員養成段階からの支援

教育委員会における障がい者雇用を推進するためには、障がいがありながら教鞭をとる教員を増やす必要があり、障がいのある学生等が教員を目指せるよう、大学等教員養成の段階から教職を目指しやすくするための支援を行うこと。

### (2) 働く環境への支援等

障がいのある教員がより働きやすい環境となるよう、勤務環境のユニバーサルデザイン化に対する支援を行うこと。

また、障がい者が教員として働く場合の関係諸制度についても、そのあり方を検討すること。

## 132 ICT環境整備について

【文部科学省】

Society5.0という新たな時代を担う人材の教育のため、高等学校段階についても義務教育段階同様に、1人1台端末を補助対象にするなど制度の拡充を講じること。

また、GIGAスクール構想の実現に当たっては、校内通信ネットワークや児童生徒1人1台端末の整備に向け、地域の実情に応じた段階的な整備が可能となるよう十分な予算を令和3年度以降も継続的に確保し、必要な支援策を講じること。

さらに、校内通信ネットワークについては、各地域によって単価が異なることから地域の実情に応じた単価設定とすること。

加えて、より高度で専門的な課題解決に向けた他者との協働や探究活動の充実、多様な障がいの実態に応じた一人一人の学びに個別最適化されたICT機器による教育の充実のため、大型提示装置、実物投影機等の整備に向けた十分な予算措置を講じること。

## 133 過疎・中山間地域の高校への支援

【総務省、文部科学省】

少子化の進行に伴う高校の再編を進めていく中で、地理的条件や公共交通機関の状況等から、1学級規模でも維持しなければならない高校に対して、学習環境の維持はもとより、地元企業や自治体等と連携した探究的な学びを推進し学校の魅力化を図るとともに、地方創生を担う人材を育成していく観点から、過疎地域自立促進特別措置法や高校標準法の改正等により教職員定数の加配措置を講じること。

## 134 新型コロナウイルス感染症を踏まえた学校の在り方について 【文部科学省】

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、学校においても、3つの密を避ける観点から可能な限り1～2mの距離を確保した座席配置等が求められているが、多くの学校では、施設の規模や教職員の配置数の観点から対応が難しい状況にある。感染症対策を徹底する観点から、施設の在り方や教職員配置の在り方について早急に見直しを行い、必要な財政措置を講じること。

また、臨時休業時における家庭学習を支援する観点から、高等学校段階も含めて、タブレット端末の整備等に対する財政措置を講じること。